



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「危機の時代」(1189-1220年)におけるシチリア王国行政 : M・カラヴァーレとJ-M・マルタンの所説の検討を中心に
Author(s)	榊原, 康文
Citation	西洋史論集, 2, 1-29
Issue Date	1999-03-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37423
Type	departmental bulletin paper
File Information	2_1-29.pdf



「危機の時代」(一一八九—一二二〇年)におけるシチリア王国行政

—M・カラヴァーレとJ—M・マルタンの所説の検討を中心に—

榎 原 康 文

はじめに

一一八九年、ノルマン朝シチリア王国の国王、グリエルモ二世が死去した。⁽¹⁾以後約三十年にわたる時代は、研究上、王国の「危機の時代」ととらえられてきた。⁽²⁾すなわち、ルツジエーロ二世の孫タンクレディと、皇帝ハインリヒ六世との王位争いを経て、タンクレディ、ハインリヒ、さらにはハインリヒの妻コスタンツァが、相次いで王国への支配を確立する。しかし、数年にして彼らはいずれも死亡する。その後ハインリヒとコスタンツァの子、フエデリーコ二世が幼少にして即位する。⁽³⁾しかし彼の後見の座をめぐって、ドイツ勢力、教皇勢力、さらには王国の宮廷勢力が三つ巴で対立し、シチリア王国全土で内乱が始まる。⁽⁴⁾そして一二〇八年、内乱が十分に収拾されないまま、フエデリーコが親政を開始するものの、間もなくフエデリーコはドイツ王位・皇帝位をもとめてドイツに赴き、王国はその後約八年間にわたって、国王不在の状態におかれた。⁽⁵⁾

こうしためまぐるしい政治変転のなか、王国社会はどのような状態にあったのか。定説的見解は、以下三点を指摘する。第一に、ノルマン時代には王権中央行政機構が強力な統制力を行使していたが、この時代、こうした統制力が弱体化したこと。第二に、ノルマン王権の確立後、在地封建貴族層・都市の自立は抑圧されていたが、この時代に中央からの統制が弱体化した結果、彼らが自立化をはかったこと。さらに第三点。王国外の諸勢力、とりわけ北イタリアの都市ジェノヴァ、ピサが、王国における特権を獲得し、さらには王国の一部の直接支配をねらって軍事介入を行ったこと。⁽⁶⁾かくして王国の一体性そのものが脅かされたこと、である。このように従来の研究は、この時期に王国が深刻な危機に瀕していたことを強調してきたのである。

しかしながら、従来の研究は王国の「危機」を強調する反面、それら「危機」の具体相について十分な説明を行ってきたとはいえない。とりわけ、この時期に王国の行政機構がいかなる状態にあったかという点については、研究は薄い。前代ノルマン王朝期における行政諸制

度については活発な議論が展開されており、多くのすぐれた研究がなされていることは周知のことであろう。⁽¹³⁾ところが、ノルマン時代に続く時代（すなわちこの「危機の時代」）の行政諸制度については、これまで希薄な関心しかもたれてこなかった。しかしながら近年、ようやくこうした研究上の間隙は、埋められつつある。すなわち、一九九〇年代になってから、イタリア、フランス、ドイツの研究が、この時代の王国行政機構について本格的な研究を発表し始めたのである。しかも、これらの新研究は従来の研究の間隙を埋めるとどまらず、王国行政機構の検討を通じて、この時代の王国社会の新たな側面を指摘している。それはすなわち、この時期、王国行政機構の一部は政治混乱のなかでも連続した活動を行っていたこと。さらに、こうした行政機構の連続性は、王国内の諸勢力の利害と密接なつながりを持ちつつ維持されていたこと、である。本稿では、これらの新研究のうちから、イタリアのカラヴァーレ、⁽¹⁴⁾フランスのマルタンによる研究をとりあげて紹介し、これらの研究が、この時代の王国社会を考えるうえでどのような新視点をもたらすのかを考察したい。

ここで本論に入る前に、ノルマン時代の中央・地方行政機構について概観しておきたい。とりわけグリエルモ二世時代、すなわち（「危機の時代」に直接先行する）ノルマン時代末期の行政機構について確認しておきたい。⁽¹⁵⁾まず前提として、シチリア王国の諸制度を考える際、王国は大きく二つの部分に分割されることを指摘しておく必要がある。⁽¹⁶⁾この区分は王国形成過程に即して成立したものである。すなわち、第一の部分は、シチリアとカラブリア地方である。これらの地

方は、ロジェール一世によって征服された。それ以来、この地ではアラブ、ビザンツの伝統を踏まえつつ、官僚行政が展開されてきた。第二の部分は、旧ブリーヤ公領、旧カーブア侯領地域（すなわち本稿で扱う時代にはブリーヤとテッラ・ディ・ラヴォーロと呼ばれる地域）である。これらの地域は、ルッジェーロ二世による征服を通じて、十二世紀以降はじめて王国の一部として統合された。シチリア・カラブリアとは異なり、これらの地域を特徴づけるのは、封建貴族層の勢力が強いことである。⁽¹⁷⁾ノルマン王権はこれら二地域の相違をあえて統一しようとはせず、この二地域においてそれぞれ異なる制度を維持していた。⁽¹⁸⁾

次に、中央行政機構を概観してみる。行政機構の頂点に位置するのは国王である。この国王を囲んで、中央行政が展開する。王を囲む王国最高顧問団が、「王のファミリアーレス（familiares regis）」と呼ばれる人々である。⁽¹⁹⁾一一六九年以降、このファミリアーレスの地位には役人、高位聖職者が就いており、封建貴族層は排除されていた。⁽²⁰⁾さらに、中央行政における執行機能を担ったのが、「王宮のマグステル・カメラルリウス（王宮侍従長官）magister camerarius regni palatii」と「王宮カメラルリウス（王宮侍従官）camerarius regni palatii」であった。⁽²¹⁾また、中央行政における司法担当役職が「司法長官magister iustitarius」であった。⁽²²⁾「司法長官」は複数（二三名）任命され、協同でその任を果たしていた。⁽²³⁾さらに文書行政を司ったのが尚書局である。⁽²⁴⁾また、「アミーンラトウス（amiratus）」、「宮廷諸役職」などの諸役職が存在した。⁽²⁵⁾

以上の中央行政の下に、地方行政機構がある。この地方行政機構は

大まかに三つの段階に区分される。第一段階は、シチリア・カラブリア(時にカラブリア単独で)、あるいはその他の半島部分(旧プーリヤ公領、旧カープア侯領)という広域管轄の諸役職・諸部局である。このうち、王国の広域財務行政機構について、まず、「ドウアーナ・デ・セクレテイス Duana de secretis」がある。この部局は、シチリア、カラブリアに権限をもち、その高官は「ドウアーナ・デ・セクレテイス長官 *magister duane de secretis*」であった。「ドウアーナ・デ・セクレテイス」は、土地台帳を保管しており、シチリア、カラブリアの土地行政を管轄していた。これに対応する部局として、グリエルモ二世統治時代に半島部(旧プーリヤ公領、旧カープア侯領)経営のために新たな部局が創られた。これが「ドウアーナ・バローヌム Duana baronum」である。⁽³²⁾しかしながら、「ドウアーナ・バローヌム」と「ドウアーナ・デ・セクレテイス」とは異なり、「ドウアーナ・バローヌム」の業務は財務行政・土地行政に限定されてはいなかった。すなわち「ドウアーナ・バローヌム」は半島部の行政全般を管轄する部局であった。⁽³³⁾

さらに、半島部(プーリヤとテッラ・ディ・ラヴォーロ)には軍事・司法担当役職として「カピターネウスにしてマギステル・ユースティティアリウス(軍務官にして司法長官) *capitaneus et magister iustitarius*」が置かれた。⁽³⁴⁾これは、半島部全域に一名ないし二名が任命され、この地域の軍事・司法の長の役目を果たした。いわば副王類似の要職といえる。この役職はノルマン時代末期にはカラブリアにおいても任命された。⁽³⁵⁾

地方行政機構の第二段階は、地方管区行政機構である。一一三〇年の王国成立以降、国王は半島部を掌握していったが、その過程で、半島部の地方行政機構が整備され、のちにこの地方行政制度の一部がシチリア・カラブリアにも見られるようになる。この行政機構の柱は二つある。第一に、「司法官 *iustitarius*」である。⁽³⁶⁾この役職は、ルッジェーロ二世によって「王の平和」の維持のため、刑事裁判権管轄の役職として創設・配置されたものである。⁽³⁷⁾この「司法官」職は、当初半島部に任命され、のちにカラブリア、シチリアにも導入された。⁽³⁸⁾さらに、史料から判断する限り、「司法官」は刑事訴訟のみならず民事訴訟(とりわけ土地に関する訴訟)にも関与していた。⁽³⁹⁾また「司法官」管区が、ノルマン時代を通じて次第に形成されはじめ、十三世紀になるとこの「司法官」管区が王国の行政管区として定着することになる。⁽⁴⁰⁾第二は「管区」カメラルイス *camerarius*」である。⁽⁴¹⁾この役職は財務・税務担当の役職であり、中央と、後述の地方役人バイユールスとを仲介するという役割を担っていた。

さらに、地方行政機構の第三段階、いわば末端の行政機構をなすのが、「司法官」管区よりもさらに下位の管区、すなわち都市(と周辺部を含む)管区の行政であった。⁽⁴²⁾この末端の管区行政を担ったのが、「バイユールス *bailius*」である。⁽⁴³⁾このバイユールスは都市によっては「ストラテゴス *stratigotus*」、「カテパヌス *catepanus*」とも呼ばれていた。⁽⁴⁴⁾かれらバイユールスは、国王の貢税の取り立てなど財政上の諸機能を果たし、さらに司法分野においても民事裁判権、軽罪に対する刑事裁判権を担っていた。また、「ユー・デックス *index*」たちが法廷

での契約締結、ならびに文書起草に関わって活動していた。⁽⁴⁾

以下、本論では、まず一においてこの時代の王国行政についての説的見解を取りあげる。さらに二においてこれに対するカラヴァーレの研究を、三においてマルタへの研究を紹介する。

註

(1) シリハネの *おじいさん* Chalandon, Ferdinand: *Histoire de la domination normande en Italie et en Sicile*, 2 vols., Paris, 1907, réimpression, New York, Burt Franklin, 1960, vol. 2, p. 419.

(2) 「危機の時代」のシチリア王国については以下の文献を参照。Baethgen, Friedrich: *Die Regentschaft Papst Innozenz III. im Königreich Sizilien* (Heidelberger Abhandlungen zur mittleren und neueren Geschichte 44), Heidelberg, 1914; Nachdruck, Nendeln, Kraus Reprint, 1977. (以下、Baethgen, *Regentschaft*..., S. ヲ略記)° Tramontana, Salvatore: *La monarchia normanna e sveva*, in: AA. VV., *Storia d'Italia*, diretta da Giuseppe Galasso, vol. 3: *Il Mezzogiorno dai Bizantini a Federico II*, Torino, UTET, 1983, pp. 659-662; rist. separata s. l., Tramontana, Salvatore: *La monarchia normanna e sveva*, Torino, UTET, 1986, pp. 225-228. (以下引用は後者から行ふ)° Tramontana, *La monarchia*..., p. ヲ略記)°

(3) ただし、タンクレディは、フリーヤ伯ルンジエーロ(国王ルンジエーロ三世の長子)の庶出の子であった。タンクレディについては、以下を参照。Reisinger, Christoph: *Tancred von Lecce* (Kölnher historische Abhandlungen 38), Köln/Weimar/Wien, Böhlau, 1992.

(4) *ノルマンノキミ* *ノルマンノキミ* Csendes, Peter: *Heinrich VI.*, Darmstadt, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1993.

(5) *ノルマンノキミ* *ノルマンノキミ* Költzer, Theo: *Costanza d'Altavilla*, in: *Dizionario biografico degli Italiani*, vol. 30, Roma, Istituto della Enciclopedia Italiana, 1984, pp. 346-356.

(6) フェデリーコの幼少期については伝記的な関心から多くの研究が行われ

きた。以下の各文献を参照。Kantorowicz, Ernst: *Kaiser Friedrich der Zweite*, Berlin, Georg Bondi, 1927, S. 9-38; 7. veränd. Aufl., Stuttgart, Klett-Cotta, 1994, S. 11-35. (ちなみに第七版は六版以前の版とは、頁組が異なっている。それゆえ以下引用は Kantorowicz, *Friedrich II.*, S. ; 7. Aufl. S. ヲ略記)° Van Cleve, Thomas C.: *The Emperor Frederick II of Hohenstaufen. Immulator Mundi*, London, Oxford U. P., 1972, pp. 11-57. (以下 Van Cleve, *The Emperor Frederick II*..., p. ヲ略記)° Stürmer, Wolfgang: *Friedrich II.*, Teil I: *Die Königsheerschaft in Sizilien und Deutschland 1194-1220*, Darmstadt, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1992, S. 41-113. (以下 Stürmer, *Friedrich II.*, S. ヲ略記)° 実際にはこの時期におけるフェデリーコの境遇については史料上断片的な知識しか得られなくのであるが、多くの研究は、後世の史料における(なかば伝説的な)記述に依拠し、この時期の彼の境遇をロマン的に描いている。こうした傾向への批判は、以下を参照。Willemsen, Carl Arnold: *Über die Kindheit Friedrichs II.*, in: *Potere, società e popolo tra età normanna ed età sveva* (1189-1210). *Atti delle quinte giornate normanno-sveve* (Bari-Conversano 1981), Centro di studi normanno-svevi, Università degli Studi di Bari, Bari, Dedalo, 1983, pp. 109-129; Stürmer, *Friedrich II.*, S. 105-107.

(7) ドイツ勢力は、ハインリヒ六世に就いて王国に赴き、王国内に勢力を浸透させた。彼の長 Reichsruchseß マークヴァルト・フォン・アンヴァイラーについては、以下の文献を参照。Van Cleve, Thomas C.: *Markward of Anweiler and the Sicilian Regency*, Princeton, Princeton U. P., 1937.

(8) 教皇インノケンティウス三世は、フェデリーコの母コスタマンツァの遺言に基づいて王国の後継と指定された。Maccarrone, Michele: *Papato e Regno di Sicilia nel primo anno di pontificato di Innocenzo III.*, in: *Potere, società e popolo tra età normanna ed età sveva* (1189-1210). *Atti delle quinte giornate normanno-sveve* (Bari-Conversano 1981), Centro di studi normanno-svevi, Università degli Studi di Bari, Bari, Dedalo, 1983, pp. 75-108.

(9) 聖職勢力、とりわけその長ベナルディエーロ・デ・ベナルトについては、Muciacchia, Francesco: *Gualtiero "De Palear", cancelliere del Regno di Sicilia. Archivio storico pugliese* 4 (1951) pp. 74-107 を参照。

- (10) この時期の諸勢力の争いについては Neumann, Ronald: *Parteilungen im Königreich Sizilien während der Unmündigkeit Friedrichs II. (1198-1208)* (Europäische Hochschulschriften, Reihe III Geschichte und ihre Hilfswissenschaften 266), Frankfurt a. M./Bern/New York, Peter Lang, 1986 が参考になる。
- (11) フェデリーコの親政開始後ドイツでの活動を経て皇帝戴冠に至る経過については以下を参照。Kantorowicz, *Friedrich II.*, S. 39-102 ; 7. Aufl., S. 36-89; Van Cleave, *The Emperor Frederick II...*, pp. 59-138; Stürmer, *Friedrich II.*, S. 114-253.
- (12) Baethgen, *Regentschaft...*, S. 87-90.
- (13) これらの研究のうち、現在最も基本的な文献は以下のものである。高山博『中世地中海世界とシチリア王国』東京大学出版会、一九九三年(以下、高山『中世地中海世界』と略記)。Takayama, Hiroshi: *The Administration of the Norman Kingdom of Sicily*, Leiden/New York/Köln, E. J. Brill, 1993. (以下、Takayama, *The Administration...*, p. と略記)。ちなみに、邦語の研究文献としては以下のものがある。山邊規子「ノルマン朝シチリア王国に関する一考察―財務組織を中心として―」『史料』第六四巻第六号(一九八一年一月)、八四頁から一二七頁。同「一一一二世紀の南イタリアの司法官」『イタリア学会誌』第三二回(一九八三年)、一六頁から三二頁(以下、山邊「司法官」と略記)。同「カタローグス・パローヌムについて―イタリアにおけるノルマンの封建制解明のために―」『史料』第六六巻第六号(一九八三年一月)、一〇九頁から一四一頁(以下、山邊「カタローグス・パローヌム」と略記)。高山博「十二世紀シチリアにおけるノルマンの財務行政機構」『史学雑誌』第九二編第七号(一九八三年七月)、一頁から四六頁。同「十二世紀ノルマン・シチリア王国の行政官僚」『史学雑誌』第九三編第二二号(一九八四年二月)、一頁から四六頁。同「十二世紀ノルマン・シチリア王国研究」『創文』第三〇八号(一九九〇年三月)、一五頁から一八頁。同「ノルマン・シチリア王国と歴史研究―ドゥアーナの研究をめぐって―」『歴史と地理』第四三五号(一九九一年一月)、一頁から一六頁。同「神秘の中世王国」『UP』第二三九号(一九九二年九月)、一八頁から二二頁。同「シチリア王国」歴史学研究会編『講座世界史第一巻・世界史とは何か―多元的世界の接触の転機』東京大学出版会、一九九五年、一五九頁から一七一頁。
- 同「ノルマン・シチリア王国のアミラトゥス―ノルマン行政の頂点にたつアラブ官職」榎山紘一編『西洋中世像の革新』刀水書房、一九九五年、三一頁から五〇頁。同「神秘の中世王国―ヨーロッパ・ビザンツ、イスラム文化の十字路―」東京大学出版会、一九九五年(以下、高山「神秘の中世王国」と略記)。同「中世ヨーロッパと現代」義江彰夫、山内昌之、本村凌二編『歴史の対位法』東京大学出版会、一九九八年、一五七頁から一七四頁(以下、高山「中世ヨーロッパと現代」と略記)。同「地中海のノルマン人」岩波講座世界歴史七：ヨーロッパの誕生、岩波書店、一九九八年、一三二頁から一五六頁(以下、高山「地中海のノルマン人」と略記)。
- (14) 注(15)(16)で挙げるカラヴァーレとマルタンの研究の他に、ドイツのケルナーの以下の研究が公刊されている。Kolzer, Theo: Ein Königreich im Übergang? Sizilien während der Minderjährigkeit Friedrichs II., in: *Festschrift für Eduard Hlawitschka zum 65. Geburtstag* (Münchener historische Studien, Abteilung mittelalterliche Geschichte 5), hrsg. von Karl Rudolf Schmitt und Roland Pauler, München, Michael Lassleben Kallmünz Opf., 1993, S. 341-357.
- (15) Caravale, Mario: Le istituzioni del regno di Sicilia tra l'età normanna e l'età sveva, in: *Il Lazio meridionale tra papato e impero al tempo di Enrico VI. Atti del convegno internazionale, Foggia, Guarino, Montecassino, 7-10 giugno 1986* (Ministero per i beni culturali e ambientali, Pubblicazioni degli archivi di Stato, Saggi 16, 1991), Roma, Ufficio centrale per i beni archivistici, 1991, pp. 67-114. (以下、Caravale, *Le istituzioni...*, p. と略記)。
- (16) Martin, Jean-Marie: L'administration du Royaume entre Normands et Souabes, in: *Die Staufer im Süden. Sizilien und das Reich*, hrsg. von Theo Kölzer, Sigmaringen, Jan Thorbecke, 1996, pp. 113-140.
- (17) 以下の叙述は主に、高山氏、山辺氏の諸研究、ちなみにMartin, *op. cit.*, pp. 113-119に依拠する。ただし、行政諸機構の段階分け(中央行政、広域地方行政、地方管区行政、末端の行政)については、マルタンの用語を参考にしつつ、筆者なりの整理を行った。
- (18) Martin, *op. cit.*, pp. 113-115; 高山「神秘の中世王国」一七二頁から一七六頁。

- (19) 高山『神祕の中世王国』一七六頁。山邊「カタローグ・ス・バローヌム」一三七頁。Fasoli, Gina: La feudalità siciliana nell'età di Federico II, *Rivista di storia del diritto italiano* 24 (1951) pp. 47-68; rist. in: *"Liber Augustalis" di Federico II di Svevia nella storiografia* (Il mondo medievale. Studi di storia e storiografia. Sezione di storia delle istituzioni della spiritualità e delle idee 18), Antologia di scritti a cura di Anna Laura Trombetti Budriesi, Bologna, Patron Editore, 1987, pp. 403-421.
- (20) しかしながら、本稿で扱う時代に、とりわけ行政諸制度の分野では、こうした地域的相違が統一されてゆく傾向がみられる。その意味では、この「危機の時代」は「従来の地域特性がゆるやかにうすめられた時代」と言うことも可能である。こうした点の認識は、王国のその後の歴史を考える上で重要であると思われる。しかし、後述のカラヴァーレーも、興味深い事実をいくつか提示しているものゝ、それらの事実の検討は十分に尽くされているとはいえない。また、現在、筆者もこうした現象について本格的検討を行う段階にない。それゆえ、この点については別稿を期すことにし、以下、こうした現象（＝地域的相違の統一化）については註記することとする。
- (21) Takayama, Hiroshi: *Familiars Regis and the royal inner council in Twelfth-century Sicily, English Historical Review* 104 (1989) pp. 357-372; Schadek, Hans: *Die Familiaren der sizilischen und aragonischen Könige im 12. und 13. Jahrhundert, Spanische Forschungen der Görres-Gesellschaft, 1 Reihe: Gesamte Aufsätze zur Kulturgeschichte Spaniens* 26 (1971) S. 201-348; 高山『中世地中海世界』二五四頁から二五六頁、二七九頁から二九〇頁。Takayama, *The Administration...*, pp. 98-101, pp. 115-125; 高山『神祕の中世王国』一八〇頁から一八五頁。
- (22) ただし、グリエルモ二世幼少期およびそれ以前の時期は例外である。この時期には、伯がファシリアーレーヌの一員となっていた。グリエルモ二世親政期におけるファシリアーレーヌからの封建貴族（諸侯）の排除については、高山『中世地中海世界』二八九頁。Takayama, *The Administration...*, p. 123; 高山『神祕の中世王国』一八五頁。
- (23) 高山『中世地中海世界』二九二頁から二九八頁。Takayama, *The Administration...*, pp. 125-130; 高山「地中海のノルマン人」一四九頁。
- (24) この役職は、半島部の軍事・司法を統括する役職「capitaneus et magister iustitarius カピターネウスにしてマギステル・ユースティティアリウス（軍務官）」「司法長官」の一部（「magister iustitarius 司法長官」）同一の名前を持つ。両者を区別するため本稿では中央の司法担当役職である「magister iustitarius」を「司法長官」、広域の地方行政における役職「capitaneus et magister iustitarius」を「（やや煩瑣ではあるが）カピターネウスにしてマギステル・ユースティティアリウス」として表記する。
- (25) 高山『中世地中海世界』二九二頁。Takayama, *The Administration...*, p. 125; 山邊「司法官」二四頁から二五頁。
- (26) Kehr, Karl Andreas: *Die Urkunden der normannisch-sizilischen Könige. Eine diplomatische Untersuchung*, Innsbruck, 1902; Nachdruck, Aalen, Scientia, 1962, S. 48-135.
- (27) 高山博「ノルマン・シチリア王国のアミラトゥス・ノルマン行政の頂点にたつアラブ官職」榊山紘一編『西洋中世像の革新』刀水書房、一九九五年、三頁から五〇頁（以下「高山「アミラトゥス」と略記」）。Takayama, Hiroshi: *Amiratus in the Norman Kingdom of Sicily - A Leading Office of Arabic Origin in the Royal Administration*, in: *Forschungen zur Reichs-, Papst- und Landesgeschichte. Peter Herde zum 65. Geburtstag von Freunden, Schülern und Kollegen dargebracht*, hrsg. von Karl Borchardt und Enno Bünz, Teil 1, Stuttgart, Anton Hiersemann, 1998, pp. 133-144. (以下「Takayama, Amiratus in the Norman Kingdom of Sicily, p. 2」略記）。この時期、この役職は二つの意味を持っていた。すなわち ①「regi stolii amiratus 国王の艦隊の提督」。②「有力な官僚がそのキャリアの終わりの時期に手にいれる名譽の称号」。高山「アミラトゥス」四二頁から四四頁。Takayama, *Amiratus in the Norman Kingdom of Sicily*, pp. 142-144.
- (28) 具体的役職としては「セネスカルクス（家令）」「マレスカルルクス（厩役）」「ベッケルナ（司酒役・シエント）」などの役職が存在していた。Mayer, Ernst: *Italiensche Verfassungsgeschichte von der Gotenzeit bis zur Zunfterschaft*, Leipzig, 1909; Nachdruck, Aalen, Scientia, 1968, Bd. 2, S. 391ff.
- (29) 本稿では「中央行政を狭義にとらえ、ファシリアーレーヌと「司法長官」の

の行政機構を中央行政と位置づけ、それ以外の行政機構を広義の地方行政に含めて考える。しかしながら、こうした中央行政・地方行政という区分は、ノルマン・シチリア王国の行政制度の説明として必ずしも適切ではない場合もある。すなわち、本稿では地方行政に「ドゥアーナ・デ・セクレテイス」を含めたが、この方法ではこの部局の性格を十分に表現できないうらみがある。というのも、「ドゥアーナ・デ・セクレテイス」はパレルモにあって、シチリア島・カラブリアの国王による(直轄的な)土地行政を管轄し、ロジェール一世以来のシチリア・カラブリアの行政において、中央財務行政組織として活動してきたのである。この意味では国王直轄の中央行政に含めて考えることも可能であるからである。(例えば、高山『中世地中海世界』第三部第七章第三節「ドゥアーナ・デ・セクレテイスとシチリアの行政」は、第七章「ウイレルムス二世治世の中央行政」の中に含まれている。同書三〇二頁から三二五頁)。しかしながら、行政の機能という面からみれば、「ドゥアーナ・デ・セクレテイス」を広域の地方行政に含めて考えることができること。さらに、後述のマルタンも地方行政を扱う際、「ドゥアーナ・デ・セクレテイス」を含めて議論をおこなっていることを考え、本稿ではこうした中央・地方行政の区分をとった。

- (30) 本稿では、財務行政機構・司法行政機構ということばを用いるが、当時のシチリア王国の行政機構において両機構は機能上厳密に区分されてはいなかった(高山『神秘の中世王国』一九〇頁。高山「中世ヨーロッパと現代」一六七頁から一六八頁の批判を参照)。しかしながら、大まかな機構区分は可能であると思われる。それゆえ、各役職・部局が両方にまたがる活動を行っている場合には、その都度言及しながら、財務行政機構・司法行政機構という名称を用いる。
- (31) 高山『中世地中海世界』三〇二頁から三二五頁。Takayama, *The Administration...*, pp. 133-142; 高山『神秘の中世王国』一八七頁。高山「地中海のノルマン人」一四九頁から一五〇頁。
- (32) 高山『中世地中海世界』三三〇頁から三三四頁。Takayama, *The Administration...*, pp. 145-155; 高山『神秘の中世王国』一八五頁から一八七頁。高山「地中海の

ノルマン人」一四九頁から一五〇頁。

- (33) 高山『中世地中海世界』三三六頁から三四〇頁。Takayama, *The Administration...*, pp. 150-152.
- (34) Jamison, Evelyn M.: *The Norman administration of Apulia and Capua, more especially under Roger II. and William I.* 1127-1166, *Papers of the British School at Rome* 6 (1913) pp. 282-295; Reprint: *The Norman Administration of Apulia and Capua. More especially under Roger II. and William I.* 1127-1166, Aalen, Scientia, 1987, pp. 282-295. (以下、引用は後者から行う) Jamison, *The Norman Administration...*, p. と略記)。高山『中世地中海世界』二六〇頁から二六四頁、二二七頁から二二九頁。Takayama, *The Administration...*, pp. 105-108, pp. 143-145. への名称については、註(24) 参照。
- (35) 高山『中世地中海世界』三三八頁から三三九頁。Takayama, *The Administration...*, p. 145.
- (36) ただし、この地方管区行政機構が完成していたのは、半島部に限られる。というのも、カラヴァーレによれば、管区カメラリウスのシチリア島への任命は確認されていないからである。Caravale, *Le istituzioni...*, p. 73. 以下に、王国の上述の地域区分(シチリア・カラブリアと、その他半島部)が反映されている。Martin, *op. cit.*, pp. 116-117.
- (37) 高山『中世地中海世界』二二三頁から二四八頁。Takayama, *The Administration...*, pp. 73-93.
- (38) Jamison, *The Norman Administration...*, pp. 302-382; Caravale, Mario: *Il Regno normanno di Sicilia*, Milano/Varese, 1966; rist. inalterata, Milano, Giuffrè, 1991, pp. 219-234. (以下 Caravale, *Il Regno...*, pp. と略記)。高山『中世地中海世界』二一七頁から二二二頁、二六七頁から二六八頁、二四六頁から三四八頁。Takayama, *The Administration...*, pp. 77-80, pp. 112-113, pp. 157-160.
- (39) ジャニソンら多くの研究者は一一四〇年以前に「司法官」制度の成立をみてゐる。Jamison, *The Norman Administration...*, pp. 306-307; 山邊「司法官」二二二頁。高山『中世地中海世界』二二八頁。Takayama, *The Administration...*, pp. 77-78; Martin, *op. cit.*, p. 117. づれに対して、カラヴァーレは「司法官」制度成立

を「一一四〇年以降のことと考へてゐる。Caravale, *Il Regno* ..., pp. 221-224.

- (40) Caravale, *Il Regno* ..., pp. 229-230; Martin, *op. cit.*, p. 117. ただし「カラブリア」シチリアにおける地方「司法官」制度確立の時点については、両者の見解は異なっている。また、高山氏はルッジェーロ二世時代に、シチリアにおける制度確立をみている（高山『中世地中海世界』二一九頁から二二〇頁）。

Takayama, *The Administration* ..., pp. 78-79. このカラブリア、シチリアにおける地方「司法官」制度確立時点という問題については「司法官」制度の歴史の問題、かつまたシチリア、カラブリア、その他半島部における王国行政の地域的相違とも関連して、問題は錯綜した様相を呈しており、独立の論考が必要であると思われる。筆者の見るところ、カラブリアについてはカラヴァーレの見解が、シチリアについてはマルタン・カラヴァーレの見解が妥当であると思われる。ここでは、暫定的にそれらに従い、本格的検討については別稿を期したい。

- (41) 山邊「司法官」二五頁から二六頁。Caravale, *Le istituzioni* ..., pp. 79-80.

- (42) Martin, *op. cit.*, p. 117.

- (43) フェデリーコ二世時代には、以下十一の管区が存在した。アブルツォ、テッラ・ディ・ラ・ヴォーロとモリーゼ伯領、プリンチパートとテッラ・ディ・ベネヴェンターナ、カピタナータ、テッラ・ディ・バーリ、テッラ・ド・トランド、パシリカタ、ヴァル・ディ・クラーティとテッラ・ジョルダナ、カラブリア、サルソ川のこちら側のシチリア、そしてサルソ川の向こう側のシチリア。以下を参照。Pedù, Tommaso: *I giustizieri provinciali del Regno di Sicilia nell'età federiciana*, in: *Atti delle quarte Giornate Federiciane* (Orta, 29-30 ottobre 1977) (Società di Storia Patria per la Puglia. Convegno 10, Bari, Grafica Bigemme, 1980, p. 170, n. 12; Colliva, Paolo: *Ricerche sul principio di legalità nell'amministrazione del Regno di Sicilia al tempo di Federico II*, Milano, Giuffrè, 1964, pp. 172-173. 阪上眞千子「フェデリーコ二世治下のシチリア王国における国家組織・経済・社会」『阪大法学』第四六巻第一号（通巻一八一号）（一九九六年四月）、九四頁注（18）。次頁の地図を参照。

- (44) 高山『中世地中海世界』二二七頁から二二九頁、二二二頁から二二三頁、二

六八頁から二六九頁、三四八頁から三五〇頁。Takayama, *The Administration* ..., pp. 77-78, pp. 80-81, pp. 113-114, pp. 160-162. ただし前述（註（36））のように、ノルマン時代「シチリア・カラブリア」への管区カメラリウスの任命は確認されていない。Caravale, *Le istituzioni* ..., p. 73; 高山『中世地中海世界』二二二頁。

Takayama, *The Administration* ..., p. 80. それゆえバイユールス他の末端の財務行政役人は「ドゥアーナ・ディ・セクレテイス」に直属していたと考えられる。

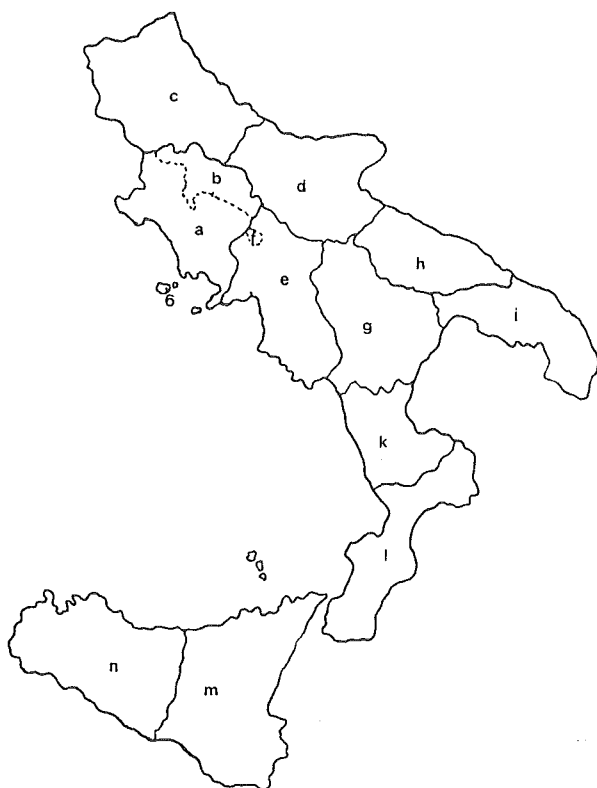
- (45) Martin, *op. cit.*, pp. 117-118. この都市管区について、マルタンはノルマン時代の早期にこの都市管区が成立した、とみている。他方、カラヴァーレは、ノルマン時代のバイユールス管区は都市とその周辺部を含む（比較的広い）管区であったが、本稿で扱う時代にバイユールス管区が縮小し、都市領域と一致するようになった、とみている。この点についてのカラヴァーレの見解は、次節註（30）参照。

- (46) Martin, *op. cit.*, pp. 118-119. バイユールス *baiulus* の訳語としては、「代官」が当てられていることがある。ただ、本稿の時代にはバイユールスの自立化（あるいは後述の「分権化」）が進み、「代官」という名称がこの役職の訳語として適切なものではなくなる。それゆえ、やや煩瑣ではあるが、本稿ではバイユールスと表記する。

- (47) Martin, *op. cit.*, p. 118; 高山『中世地中海世界』一四〇頁。Takayama, *The Administration* ..., p. 35.

- (48) この役職の訳語は通例「裁判官」であるが、一般名詞としての裁判官には「司法官」「バイユールス」らが含まれ、固有の役職名「*index* 裁判官」とは混同をまねき易い。それゆえ混乱をさけて、本稿ではユーデックスと表記する。

- a テッラ=ディ=ラヴォーロ
 - b (モリーゼ伯領)
 - c アブルッツォ
 - d カピタナータ
 - e プリンチパート
 - f (テッラ=ベネヴェンターナ)
 - g バシリカタ
 - h テッラ=ディ=パーリ
 - i テッラ=ドトラント
 - k ヴァル=ディ=クラーティ
とテッラ=ジョルダーナ
 - l カラーブリア
 - m サルソ川のこちら側のシチリア
 - n サルソ川の向こう側のシチリア
- (Göbbels, Joachim: *Das Militärwesen im Königreich Sizilien zur Zeit Karls I. von Anjou (1265-1285)*(Monographien zur Geschichte des Mittelalters 29), Stuttgart, Anton Hiersemann, 1984, 272f. の地図をもとに作成)。



一 「危機の時代」における王国行政の「解体」

― 定説的見解 ―

前述のように、この「危機の時代」の王国行政機構については、近年に至るまで十分な検討がなされてこなかった。多くの研究は、この時代の政治混乱から類推しつつ、王国行政の不振について一般的に述べているにすぎない¹⁾。そのなかで、地方行政の問題に限定してはいるものの、比較的詳しくこの時代の行政機構の状況に触れているのが、イタリアの法史学者 De Vergottini の研究である²⁾。

デ・ヴェルゴッティニは、ノルマン時代からシュヴァーベン時代にかけての地方行政機構の変化を以下のように論じる。すなわち、ノルマン朝シチリア王国においては、聖俗封建貴族に対して、王権による厳格な統制が確立された。彼ら封建貴族に代わる存在として、王権によって地方行政機構が整備された。すなわち、「司法官」と管区カメラリウスの任命である。「司法官」と管区カメラリウスは、国王によって任命され、王権の厳しい統制下におかれていた。このうち「司法官」は刑事裁判権を担い、管区カメラリウスとともに、管区のすべての地域に権限を振るっていた。このように、ノルマン朝期の地方行政機構は、厳格に集権化された官僚制的構造をとり、当時のヨーロッパ世界にさがけて、このシチリア王国において国家の封建的性格は完全に克服された、という³⁾。

さらにデ・ヴェルゴッティニは以下のように続ける。このような地方行政機構は、しかし、一二世紀末、王国の危機において崩壊する

ことになる。⁽⁴⁾政治混乱の中で、封建反動がおこった。聖俗封建貴族は王領地を侵害し、王領地住民を自らへの従属関係に入るよう強制した。更に、彼らは国王からさまざまな特権を獲得した。それだけではない。聖俗封建貴族は、地方行政役人、すなわち「司法官」の權威に逆らい、自らが刑事裁判権を担うようになったのである。デューエルゴッティーンは、こうした現象の反響を『シチリア王国勅法集成』の一節から読みとろうとする。すなわち、この『シチリア王国勅法集成』は、フェデリーコ二世が一二三一年に編纂させた法典であるが、その一卷四九条にこう記されている。

「いと高き余の特別な飾り、ならびに皇帝たる余の純粹なる支配權 Imperium に属することが承認されているもの、そのものが不正なる傲慢によつて横領されることを余は欲しない。それゆえ、威嚴ある余の永遠に有効たらんとするこの規定により、教会の高位聖職者、伯たち、バロンたち、騎士たちならびに地域の共同体に余は断固として以下のことを禁じるものである。すなわち、(彼らが)『司法官』職を自らの地において担おうとしたり、なにびとかに『司法官』職を担うことを委任しようとすることをである。そうではなく彼らは、余から任じられた『司法長官』たち、ならびに『司法官』たちに職務を任せるべきである。このいと高き余の勅法を侵害する者、すなわち『司法官』への被任命者たちも、任命者たちも同様に、彼らの土地の没収によつて余は罰する」。(括弧内は筆者による補足、以下も同じ原則による)。⁽⁵⁾

この一節を、デューエルゴッティーンは以下のように解釈する。すなわち、かつて王国の「危機の時代」に「司法官」職そのもの、あるいはその任命権の「篡奪」が実際にみられたこと。フェデリーコはこうした「篡奪」の根絶、言いかえればルッジエロ二世の体制への回帰を定めたのである、と。

以上をふまえ、デューエルゴッティーンは、「一二世紀初頭には、ルッジエロ二世によつて創始された地方組織は、法的には生きのびていたとはいへ、実際にはほとんど無機能の状態に置かれていた」と結論づけ、この時期に地方行政機構は「解体」したと考えるのである。⁽⁷⁾このように、デューエルゴッティーンは、この時代において王国行政機構に顕著な「断絶」をみる。つまり彼の説は、「断絶」説と言い得る。

このデューエルゴッティーンの説の特徴として、以下の諸点が挙げられるであろう。まず第一に、ノルマン期における王権による聖俗貴族への厳格な統制から、一転して、「危機の時代」における王国地方行政機構の「解体」へと、王国社会にきわめて劇的な変化が起こったととらえられていることである。⁽⁸⁾第二に、地方行政機構「解体」の重要指標として、「司法官」など諸役職の「任命」の問題が焦点となつていることである。さらに、第三点としてデューエルゴッティーンの説への印象として挙げられるべきは、王国地方行政機構「解体」の具体的な分析の乏しさである。引証されるのは後代の法規範史料のみで、同時代の状況が史料に即して具体的に提示されておらず、隔靴搔痒の感は否めない。果たして同時代の諸史料は(デューエルゴッティーンのように)「王国(地方)行政機構の解体」を裏付けてくれるのであろうか。

二 王国行政諸機構の「連続性」——カラヴァーレ

本格的な史料検討を基礎に、この時代の行政諸機構について新見解を提起したのが、イタリアの研究者カラヴァーレ⁽⁹⁾である。彼は一九九一年の論文「ノルマン時代とスワビア時代の間のシチリア王国の諸制度」⁽¹⁰⁾のなかで、王国行政機構の「断絶」説に対して疑問を呈し、行政諸機構の「連続」説ともいへき説を展開している。以下、彼の主張を紹介してみたい。

まず、カラヴァーレは検討の時期を三つに区分する。⁽¹¹⁾すなわち、
(一) ハインリヒ六世・コスタンツァ統治期(一一九四—一一九八年)、
(二) フェデリーコ二世幼少期(一一九八—一二〇八年)、(三) フェデリーコ二世統治初期(一二〇八—一二二〇年)である。彼はこの三つの時期における王国諸制度をそれぞれ検討する。彼は王国各地への国王発給証書多数を検討し、この時代の王国諸役職・諸部局への言及を可能な限り抽出する。そして、これらの言及から諸制度の連続性をよみとってゆく、という方法をとる。以下、彼の時期区分に即して彼の見解をまとめてみたい。⁽¹²⁾

(一) 第一期 ハインリヒ六世・コスタンツァ統治期

(一一九四—一一九八年)

この時期について、カラヴァーレの分析をまとめれば、以下三点になる。

第一に、まず半島部の広域行政機構に変化があらわれた。すなわち、

「ドゥアーナ・パローヌム」の廃止である。⁽¹³⁾前述のように「ドゥアーナ・パローヌム」は半島部の行政全般を管轄していたが、この部局が廃止されたのである。そして、この「ドゥアーナ・パローヌム」に代わって「プーリヤとテッラ・ディ・ラヴォーロ」のマグステル・カメラリウス⁽¹⁴⁾の職が設けられたのである。この「プーリヤとテッラ・ディ・ラヴォーロ」のマグステル・カメラリウス⁽¹⁵⁾の職は、「ドゥアーナ・パローヌム」の設立以前、半島部に存在した役職である。それゆえ、グリエルモ二世以前の半島部行政機構が復活した、とみることが出来る。だとすれば、旧制度復活の理由が問題となる。カラヴァーレによれば、その理由は「信頼できる人物によつて、半島部諸地方への統制を確保するため」であるという。⁽¹⁷⁾

第二点。「ドゥアーナ・パローヌム」の廃止にもかかわらず、その他の行政機構には変更は見られず、ノルマン時代同様の活動を継続していた。⁽¹⁸⁾すなわち、中央行政においては、尚書局⁽¹⁹⁾、「司法長官」⁽²⁰⁾、(王宮)カメラリウス⁽²¹⁾、アミラトウス⁽²²⁾、「宮廷諸役職」⁽²³⁾、これら諸役職・諸部局の活動継続が確認される。

さらに地方行政に目を移しても、事態は同様である。まず広域の地方行政について。シチリア・カラブリアの財務行政機構「ドゥアーナ・ディ・セクレテイス」は、「ドゥアーナ・ディ・セクレテイス」の長官たち⁽²⁴⁾をもち、前代同様、土地台帳を保管しつつ、活動を継続していた。⁽²⁵⁾また半島部の広域行政についても、「ドゥアーナ・パローヌム」を除けば、活動継続が確認できる。すなわち、「カピターネウス」にしてマグステル・ユースティエリウス⁽²⁶⁾の職についてはどうか。確かにこの役職はプーリヤとテッラ・ディ・ラヴォーロでは任命されてい

ない。しかし、ハインリヒの側近が事実上この役職の機能を果たしていた。⁽²⁶⁾ 他方、カラーブリアの「カピターネウス」にしてマギステル・ユースティティアリウス⁽²⁷⁾の活動継続は史料から確認できる。

さらに、地方管区行政と末端の地方行政についても、状況は同様である。すなわち「司法官」⁽²⁸⁾、管区カメラリウス⁽²⁹⁾も、そしてバイユールス⁽³⁰⁾（あるいはストラテegos、カテパヌス⁽³¹⁾など）も、また都市のユードックスたちも、引き続き活動を継続していた。⁽³²⁾

第三点。（第二点で確認したように）諸役職の活動は継続していたとしても、しかしそれらの役職の活動のありかたには変化が現れている。すなわちその変化とは、下位の諸役職が従来以上に広範な諸権限を行使するようになったことである。これについては、マツツアレゼ・ファルデツラによる先行研究が存在する。⁽³³⁾ カラヴァーレはマツツアレゼ・ファルデツラの研究に依拠しつつ、こうした現象を「分権化の傾向 *tendenza al decentramento*」と呼ぶ。⁽³⁴⁾ こうした「分権化」、換言すれば「下位諸役職への権限拡大」現象の具体例として、カラヴァーレはいくつか事例を挙げている。そのうち、ここでは二例をとりあげる。まず第一に、「ドウアーナ」ということばの用法変化と制度変化との関連である。⁽³⁵⁾ すなわち、この時期「ドウアーナ」ということばは、「ドウアーナ・ディ・セクレテイス」⁽³⁶⁾ だけではなく、下位の諸役職・諸部局にも拡大して用いられるようになったという。例えば一九八年、王妃コスタンツアがアグリジェントの港湾収入について、「港湾役たち *portulani*」とバイユールスたちに命令を下している。⁽³⁷⁾ その際、彼ら「港湾役たち」とバイユールスたちの管轄組織が「ドウアー

ナ」と呼ばれている。この時期、君主の収入・支出に関する業務について、中央からの集中管理体制が改められ、それらの業務がバイユールスら下位の諸役職へ委任されるようになったこと。このことは他の諸史料からも確認できるが、こうした下位の諸役職への権限移譲に対応して「ドウアーナ」ということばも、下位の諸役職に拡大して使われるようになった、とカラヴァーレは推定するのである。

「下位の諸役職への権限拡大」の第二の例として、「司法官」の裁判権拡大が挙げられる。前述のごとくノルマン時代の「司法官」は、民事訴訟においても権限を行使していたが、この時期「司法官」が、行政諸部局や諸役職、あるいは都市共同体関連の訴訟を担う例がみられ、この分野における「司法官」の権限拡大が確認できるといふ。

しかも、ここで強調しておきたいのは、これら「分権化」の動きをカラヴァーレは決して否定的にはとらえていないということである。すなわち、こうした「分権化」は（例えば、下位の諸役職による諸権限の「篡奪」や「秩序の解体」といった）ネガティブな側面を表すものではなく、むしろハインリヒ・コスタンツアが新たな状況に対応して、下位諸役職の権限強化をはかったことを示している、とカラヴァーレはとらえる。つまりこれらの変化は「組織構造上の発展」であると、カラヴァーレは解釈しているのである。⁽³⁸⁾

以上を踏まえて、カラヴァーレは、ハインリヒ・コスタンツア期の行政諸機構は決して定説が述べるようなアナキーな状態にあったのではない、と結論づける。⁽³⁹⁾ 行政諸機構は活動を継続させ、政治状況に適応したのである、と。

(二) 第二期 フェデリーコ二世幼少期 (一一九八—一二〇八年)

本稿冒頭で触れたように、第二期、すなわちフェデリーコ二世幼少期(一一九八—一二〇八年)は、著しい政治混乱の時代である。⁴¹しかも、王国全土への中央からの統制が不可能になったばかりか、中央政府の正統性すらも危機に瀕していた。⁴²この時代、行政機構はいかなる状況にあったのか。

まず第一に、この時期に中央・地方行政諸機構が困難に直面していたことをカラヴァーレも承認する。カラヴァーレは、この時期の中央行政関連史料を検討し、中央行政諸役職のうち「司法長官」関連の(しかも僅少な)史料が見られるだけであることを確認する。そして、この史料の僅少さという事実には、中央行政諸機構の活動不振の反映をみている。⁴³

さらに、地方行政についてはどうか。カラヴァーレによれば、中央行政と同様に困難に直面していたのが、半島部における財務行政機構であったという。⁴⁴このうち「マギステル・カメラリウス」職は一二〇二年まで存続を確認できるが、その後史料にあらわれることはなくなる。また、管区カメラリウスならびにバイユールスの財務上の活動についても、僅少な史料が残されているに過ぎないこと。このことから、半島部財務行政機構が困難に直面していたことがよみとれる、とカラヴァーレ考える。⁴⁵

第二点。それでは、定説と同様に王国行政機構全般が「解体」したと考えるべきか、といえはカラヴァーレの回答は否である。カラヴァーレは、中央行政・半島部財務行政機構以外の諸行政機構は、活

動を継続させていたと主張する。

すなわち、まずシチリア、カラブリアの(広域)財務行政部局「ドウアーナ・ディ・セクレティース」についてはどうか。カラヴァーレは、僅少ながらこの「ドウアーナ・ディ・セクレティース」関連の史料を検討し、この組織が活動を継続させていたとみる。⁴⁶

さらに、地方司法行政はどうか。まず広域管轄の役職「カピターネウス」にしてマギステル・ユースティティアリウス「職」について。半島部のうちブリーヤとテッラ・ディ・ラヴォーロにおいては、「カピターネウス」にしてマギステル・ユースティティアリウス「職」が復活している。⁴⁷また、カラブリアの「カピターネウス」にしてマギステル・ユースティティアリウスも前代と同様、活動を継続させている。⁴⁸また、地方管区における司法行政の継続も証明できる。すなわち、地方「司法官」の活動は豊富な史料から裏付けられ得るのである。⁴⁹

末端の地方行政機構、バイユールス職の活動についてはどうか。確かに、前述のように、バイユールスの財務行政上の活動については史料がわずかしかな存在せず、この役職の財務行政上の活動が、困難に直面していたことがうかがえる。⁵⁰しかしバイユールスの(民事訴訟関連など)司法上の活動継続は史料から確認できる。またユーデックスがこの時代にも訴訟、契約文書起草において活動していた。⁵¹以上、シチリア・カラブリアの財務行政機構と、地方司法行政機構、さらには末端の地方行政機構(バイユールス・ユーデックス)の活動は継続していた、とカラヴァーレはみるのである。

第三に、前代と同様この時代にも、諸権限の「分権化」が進行して

いた、とカラヴァーレは述べる。例えば、この時期における「司法官」の権限拡大を、カラヴァーレは都市ガツリポリへの特権から確認する⁽⁸³⁾。この特権は、一二〇〇年三月、フェデリーコ二世がこの都市に与えたものであり、刑事裁判権を含む広範な特権をこの都市に賦与している。しかし、以下の留保条件が付されている。

「(ただし) 大逆罪と殺人については例外として。(すなわち) それらについては、余の地域の余の『司法官』たちの臨席の下で、あなたが応訴することを余は定める」⁽⁸⁴⁾。

すなわち、都市ガツリポリの刑事裁判権から、「殺人」と「大逆罪」への裁判権が除外され、「司法官」に留保されているのである。カラヴァーレによれば、ここでとりわけ興味深いのが「大逆罪」については「司法官」担当の犯罪ではなく、中央の大法廷がこれを管轄していた⁽⁸⁵⁾。つまり、この時代(すなわちフェデリーコ幼少期)に「司法官」の裁判権が「大逆罪」に及んだのである。こうした裁判権拡大の理由はなにか。すなわち、それは鈍重な中央の司法にかわって、「司法官」が在地の犯罪に対処するという方法。この新方法の有効性が認識されたことにある、とカラヴァーレは考える。つまり、この時期の「司法官」の裁判権拡大は、「地方司法行政機構がもっていた活力」を示す事例なのだ、と彼は主張するのである。

以上、カラヴァーレはフェデリーコ幼少期の王国行政について以下

のようにとらえる。すなわち、王国行政諸機構は著しい困難に直面した。とりわけ中央行政、ならびに大陸部財務行政機構の活動は不振に陥った。しかし、こうした王国行政機構の活動不振は、王国行政諸機構のすべてを覆ったわけではなかった。シチリア・カラブリアにおける(広域)財務行政機構は、大陸部のそれと異なり、活動を維持していた。さらに広域の地方司法行政役職「マギステル・ユースティティアリウス」や、地方管区司法行政役職、すなわち「司法官」、さらにまた末端の地方行政諸役職、すなわちバイユールス、ユーデックス、これらの諸役職はすべて活動を継続していた。また、「司法官」にみられるように、この時期、下位の諸役職の権限がさらに拡大するという事態も見られた、とカラヴァーレは総括する。

(三) 第三期 フェデリーコ二世統治初期(一二〇八―一二二〇年)

この時代には、フェデリーコの親政開始と、その直後のオットー四世の侵入、さらにその後のフェデリーコのドイツ滞在と、めまぐるしく事態が推移する⁽⁸⁶⁾。つまり政治混乱が継続し、王国行政の活動不振が続いたと一般には理解されている。しかし、カラヴァーレの見解は異なる。彼はこの時代を、(前代に不振に陥った)行政諸部門の再生の時代であると位置付ける⁽⁸⁷⁾。すなわち、中央行政において、尚書局、司法長官、アミラトウス、「宮廷諸役職」、王宮カメラリウスなどの活動が再び確認されるようになる⁽⁸⁸⁾。さらに、地方財務行政においても事態は同様であり、組織の機能回復がみられる、とカラヴァーレは述べる⁽⁸⁹⁾。また、前代に(困難のなかで)活動を継続していた行政諸機構も、

引き続き活動を継続する。すなわち、「プリーヤとテツラディイラ
ヴォーロのカピターネウスにしてマギステル・ユースティエアリウ
ス」^⑥、「司法官」、バイユールス、都市のユードックス、いずれもこの
時代に活動を継続している。

さらに、カラヴァーレは、この時代にも前代同様、地方行政におけ
る「分権化」傾向を確認している。しかも、特にこの時期に、財務行
政における「分権化」傾向が、後代につづく形で確認された、として、
この時期の意義を積極的にとらえている^⑦。

以上、ハインリヒ・コスタンツァ統治期からフリードリヒ親政期ま
で、三つの時代のそれぞれについて、カラヴァーレの見解を紹介してき
た。彼の見解を総括するなら次のようになる。まず第一に、王国行
政諸機構の活動連続性の指摘である。すなわち、一一八九年から一二
二〇年までの時期において、確かにフェデリーコ二世幼少期におい
て、中央行政・大陸部の財務行政機構は深刻な困難に陥った。しかし、
それを除けばこの時代の王国行政諸機構は概ね活動を継続していた。
さらにフェデリーコ二世統治初期は、混乱が継続した時代ではなく、
(前代に不振に陥った) 中央行政・財務行政諸部門の再生の時代で
あった、と。そして、第二に、この時代には財務・司法行政各分野で
諸権限の「分権化」が進行し、それがさらなる時代の制度発展に貢献
したという点である。

前述のように定説的見解はこの「危機の時代」に、行政諸機構の「解
体」や「混乱」をみてきた。これに対しカラヴァーレ説はまったく逆

に、この時代における行政諸機構の強固な「連続性」を主張する。し
かも、この時代における行政制度の「分権化」において積極的側面を
もみているのである。このように正反対といえる見解は、なぜ生まれ
てくるのだろうか。筆者の見るところ以下四つの要因があるように思
われる。

まず第一に、カラヴァーレが、従来よりも広範な史料に当たりつ
つ、行政諸機構の活動連続性についての証拠を集めることに成功した
ことが挙げられよう。従来の研究は、僅少な史料にもとづいて行政機
構の「解体」を論じ、あるいは史料の僅少さを行政機構の活動衰退の
証拠としてとらえてきた^⑧。これに対して、カラヴァーレは、定説が述
べるほど史料は僅少ではないと主張する^⑨。事実、彼は証書史料に広範
にあたariつつ、それらのなかに王国行政諸役職・諸部局への多様な言
及を見いだし、それらの言及を行政諸機構の活動連続性の証拠とみな
したのである。このようにカラヴァーレによって、実証面において研
究に深化がもたらされたことは高く評価できる。

関連して、第二点として挙げられるのは、カラヴァーレによる「視
点の切り替え」である。これは「分権化」の評価に典型的にあらわれ
る。すなわち、「諸権限が下位の諸役職によって執行されるようにな
った」という現象は、行政機構の(「混乱」・「解体」という)否定
的なイメージを喚起しかねないものであろう。しかし、カラヴァーレ
はむしろこの「分権化」がのちの制度発展に貢献した、とこれを積極
的に評価する。こうした視点の切り替え、あるいは発想の転換によ
り、この時代の行政制度の新側面を指摘できたのである。この「分権

化」の積極面の指摘は、カラヴァーレの研究において、最も重要な指摘の一つであると思われる。⁶⁷⁾

しかしながら、カラヴァーレの研究における以上二点の長所は、その長所ゆえに、いくつかの問題点を含んでいると思われる。すなわち、彼による行政諸機構連続性の主張には、時に強引な推論が見られること。これが第三点である。すなわち彼は、史料中の王国行政諸役職・諸部局への言及を、行政諸機構の活動連続性の決め手とするのだが、これらの言及には、そのまま「諸役職・諸部局の活動継続の証拠」とみなすことはできないものもある。いくつか例を挙げてみたい。例えば、カラヴァーレは「ドウアーナ・デ・セクレテイス」の活動継続の証拠の一つとして、一二〇七年のパレルモ聖堂参事会員たちへの水車と船の贈与証書を挙げる。すなわち、ここで以下のような「ドウアーナ」への言及がある。「(聖堂参事会員たちに)ドウアーナの取り立てがないこと」「かつまた余は(以下のごとく)定める。(すなわち)今後は余のため、ないし余のドウアーナのために、かの水車、ないし船のため、それらの収入について、どのような方法によっても、かの聖堂参事会員たちに、なにびともあえて迷惑をかけてはならない」と。⁶⁸⁾この言及をもつてカラヴァーレは、「ドウアーナ・デ・セクレテイス」の活動継続を読み取る。しかし、厳密に言うなら、特権賦与において「行政機構の介入を戒める言及」は、当該行政機構の活動を実証する直接の証拠にはならない。

また、さらなる例として、前述の都市ガッリポリへの刑事裁判権賦与を考えてみたい。⁶⁹⁾すなわち、この特権において「大逆罪」・殺人関

連の訴訟が「司法官」の裁判権に留保されているのだが、厳密に言うならこの史料も、刑事裁判権執行についての王権側の意図を示しているものであり、この事例をもつて「司法官」の実際の活動についての証拠とすることはできない。もちろんこのような批判に対しては、史料の相対的僅少さゆえに、このような(過度に)厳格な立場をとることは生産的ではない、との反論もありよう。しかし、国王発給史料がもつ固有の性格、すなわち、国王発給史料には現実の諸制度よりも当為としての制度のありかたが反映されるという性格を考慮することが必要ではないかと思われる。いずれにせよ、カラヴァーレが主張した連続性の側面は、個々の事例に即してさらなる検討が加えられるべきであり、記述史料等とのつきあわせによってさらなる考察が必要であらうと思われる。

さらに重要な問題を含むのが第四点である。すなわち、カラヴァーレのいう連続性には重要な要素が欠落しているという点である。その欠落要素とは、諸役職の「任命」の問題である。換言すれば、この時期に諸役職を任命していたのは誰なのか、という点についてカラヴァーレの考察はほとんど触れることがないのである。⁷⁰⁾それゆえ、王国の諸役職が(王ならびに王権以外の)誰によって任命されようとも、その役職名と任務遂行への言及がある限り、カラヴァーレはそれを行政諸機構の活動の「連続」ととらえるのである。カラヴァーレと定説との見解の相違は、おそらくこの「連続性」についての両者の理解の相違に、その最大の原因を持っている。確かに、「任命」の問題を分離して行政諸機構の連続性を考える、というカラヴァーレの方法

は特殊であるといえるであろう。しかしながら、特殊な方法であるからといって、カラヴァーレの提起が無意味であるとはいえない。むしろ、「任命」の問題を留保すれば行政諸機構の活動の「連続性」が史料上確認できる、とのカラヴァーレの指摘は、さらなる課題、あるいは疑問を提起する。すなわち、こうした現象をどう理解するべきなのか。あるいはより素朴にいうなら、諸役職の実際の任命者は誰だったのか、との疑問である。筆者の見るところ、こうした疑問に解答を与えてくれるのが、次節のマルタンの研究である。しかも、このマルタンの研究は、(第三点でのべた)カラヴァーレのやや性急な「連続性」の主張に対して修正を行っており、その意味でも重要な研究であると思われる。以下、彼の研究について紹介したい。

三 王国貴族層の動向と王国の行政諸制度—マルタン—

フランスの歴史家マルタン⁽⁷⁴⁾は、一九九六年「ノルマン朝支配期とスワビア朝支配期の間の王国行政⁽⁷⁵⁾」という論文を発表し、一一九八年から一二二〇年にかけての王国行政を検討している。しかも、マルタンは狭義の行政史の文脈を超え、在地貴族層の動向を含めて、幅広い文脈からこの問題を検討している。ただし、マルタンは一一九八年から一二二〇年までの時期を一括して扱い、一二〇八年のフェデリーコの親政開始を画期とはみていない。それゆえ、以下では、(一)タンクレディ、ハインリヒ六世・コスタンツァ治下の王国行政と貴族層、(二)一一九八年から一二二〇年にかけての貴族層の動向、(三)一一九八年から一二二〇年にかけての王国行政、の三つに区分して、彼の

論文の論旨を紹介したい。

(一) タンクレディ、ハインリヒ六世・コスタンツァ治下の王国行政と貴族層

この時期の王国行政については、マルタンはカラヴァーレ同様の見解をとる。すなわち、行政諸機構は機能し続けていた、とみている。しかし行政諸機構の活動について、両者の間には顕著な見解の相違がある。すなわち、カラヴァーレはこの時代の王国行政機構の活動について、その連続面を積極的に評価するのに対して、マルタンは表面上の活動継続の背後で、行政機構が幾多の困難に直面していたことをよみとる⁽⁷⁶⁾。両者の見解の相違は例えば、「ドウアーナ・パローヌム」廃止と、ノルマン時代の役職「ブリーヤとテッラ・ディ・ラヴォーロのマギステル・カメラリウス」職復活に対する評価にあらわれる。上述のようにカラヴァーレは、「ドウアーナ・パローヌム」廃止を、王権による統制強化の試みとして、これを積極的に評価した。しかし、マルタンはこれとは異なる見解をとる。「ドウアーナ・パローヌム」廃止は、王権の動揺とそれにもなう財政困難のために、組織化された行政制度の維持が難しくなったことを示すものである、とマルタンはとらえる。確かに、カラヴァーレ説によるなら、なぜノルマン時代の旧制度復活が王権による統制強化に結び付くのが不明確であろう。これに比すれば、マルタン説、すなわち「財政困難が『ドウアーナ・パローヌム』廃止の原因であった」とみるほうが、より説得力を持つように思われる。さらに、マルタンは政治混乱の間接的影響を、この

時代の伯層の動向からよみとる。まず、ノルマン時代からこの時期にかけての伯の名称変化にマルタンは注目する。すなわち、ノルマン王権確立以前、伯は称号において「神の恩寵による伯 *Dei gratia comes*」と名乗っていたが、彼らは王国成立以後は「神と王の恩寵による伯 *Dei et regis gratia comes*」と、国王への言及を称号に加えた。⁽⁸⁰⁾しかし、この時期（タンクレディ・ハインリヒ・コスタンツァ期）、伯の称号が「神の恩寵による伯」に戻ったのである。⁽⁸¹⁾つまり、称号において伯は自立性の主張を強めていることが、みてとれるのである。さらにマルタンは、新たな伯領の創設、都市への諸特権の賦与などから、伯たちや諸都市が王権への発言力を強めつつあったことを指摘する。そしてこうした伯権力（および都市権力）伸長の背景として、マルタンは、王権（ならびに王国財務行政機構）が財政上の困難に直面していたことをよみとるのである。こうした財政困難は、従来の定説が重視してきた点であるといえる。カラヴァーレにおいては、行政諸機構の活動継続が強調されるあまり、ともすればこうした側面は過小に評価される傾向があった。その意味で、マルタンが具体的な事例に即しつつ、この時代の行政機構のありようを指摘したことは重要である。

(二) 一一九八年から一二二〇年にかけての貴族層の動向

続いて、マルタンは一一九八年から一二二〇年にかけての高級貴族層（とりわけ伯）の動向について検討する。マルタンによれば、この時期、真の権力者として現れたのがまさしく伯であった、という。⁽⁸²⁾彼らの活動の特徴は、以下三点にまとめられる。まず第一に、カラブ

リア・シチリアではこの時期に伯領が顕著に増加していることである。⁽⁸³⁾ちなみにノルマン時代には、カラブリアにおいて伯領は僅少であり、さらにシチリアにおいては伯領が存在していなかった。⁽⁸⁴⁾しかし、この時期の政治混乱を利用して、カラブリア・シチリアに新たな伯領が多数出現しているのである。⁽⁸⁵⁾しかも、これらの新伯領の大部分は公の授与によるものではない。従って、ノルマン朝の伝統において、カラブリア・シチリアでは伯領創設は王権によって抑制されてきたのだが、この時代、伯領の分布に関してノルマン朝の伝統が放棄されたのである。⁽⁸⁶⁾

第二点は、半島部の伯の動向についてである。すなわち、半島部ブリーヤ、アブルツツォ、テツラ・ディ・ラヴォーロにはもともと伯が存在したのだが、これらの地方においては、この時期、有力な伯が既存の伯領を多数集積するという現象があらわれているのである。⁽⁸⁷⁾

このように伯たちが、王権による統制弱体化を利用して勢力拡大を図っていることをマルタンは指摘する。しかしながら、彼ら伯たちが、文字どおり王権からの「完全なる独立」や王国諸制度の解体を目指していたのではないことに、マルタンは注意を喚起する。⁽⁸⁸⁾この点が第三点である。すなわち、確かに伯たちは王領・国王の諸特権を侵害しつつ、新伯領を創設して自らがそれを獲得したり、あるいは王権の統制を離れて伯領集積を図ったりしていた。しかし反面、多くの伯が王国行政諸機構における諸役職、とりわけ「カピターネウス」にしてマギステル・ユースティエアリウス」職の獲得をねらっていたのである。⁽⁸⁹⁾有力なる伯は、公的授与であるうと、あるいは自らその役職名を名乗

るを問わず、この役職名の獲得を重視した。前述のようにカラヴァーレは「カピターネウス」にしてマギステル・ユースティエアリウス「職」の「連続性」を指摘していたが、この「連続性」とは、伯たちが公にであれ僭称であれこの役職名を名乗った、という現象を指していたのである。だとすれば、この「連続性」を単純な行政諸機構の連続性にとらえることはできない。むしろ、有力なる伯たちが単なる権力の獲得では満足せず、王国制度上の形式を取得することに意義を見いだしていた、という事実こそ重要であろう。言いかえれば、激化する内乱にも関わらず、伯たちは王国の一体性を前提としつつ、王国の枠内で自らの権力伸長を図っていたこと、このことをよみとることができるだろう。これを称してマルタンは「最も高いレヴェルでは(すなわち伯のレヴェルでは筆者による補足)アナルシーは、古の国王官僚制の色の服で着飾ることを愛していた」と述べている。このようにカラヴァーレが「連続性」とみた現象は、伯層の動向と関連させて考察することによってさらに明確な姿を見せるようになったのである。

(三) 一一九八年から一二二〇年にかけての王国行政

この時代の王国行政についてのマルタンの分析は、カラヴァーレによるフェデリーコ幼少期・親政期の分析と重なる。マルタンは、伯層の動向とからめつつこの問題を論じ、いくつかの点でカラヴァーレと異なる見解を示す。まずマルタンは、王国の地方行政機構について、司法行政と財務行政とを分けて考えることが必要であると⁽⁹⁾する。なぜなら、マルタンによれば、すべての社会において、なんらかの刑事司

法の実行は絶対に必要なものである。これに對して、貢租の徴収源(基底部)においても、その到達点(中央)においても、貢租徴収における統制が維持されている場合にのみ、財務行政機構が存続しているとみなすことができる、と彼は考える。しかし後者(すなわち中央財務行政機構)は、この時代にはもはや存在していなかった、とマルタンはみるのである。

それゆえ、地方司法行政、とりわけ地方管区司法行政機構、すなわち「司法官」については、カラヴァーレと同様、マルタンも活動の継続を承認する。⁽¹⁰⁾しかし、(カラヴァーレとは異なり)マルタンはこの役職についても、活動の連続性の確認にとどまることなく、「司法官」制度のありかたについてさらに深い分析を行っている。まず第一に、「司法官」の管区はノルマン時代に比して縮小し、都市、伯領という(比較的小規模な)枠組みになったことである。⁽¹¹⁾第二に、「司法官」の任命について。前述のように、マルタンによればこの時代、王国政治の真の権力者は伯たちであった。それゆえ、彼らが「司法官」の任命においても重要な役割を果たしていたことが推定できる。事実、マルタンは、伯による「司法官」の任命を史料から確認し、あるいはいくつかの事例については伯による任命の可能性が高いことを指摘する。⁽¹²⁾また、いくつかの都市においては、都市の有力者たちが自治的に「司法官」職に任命されていることを指摘している。⁽¹³⁾このように、カラヴァーレのいう「地方司法行政の連続性」を支えていたのは伯や都市であったことが、マルタンによって明らかにされたのである。換言すれば、伯(あるいは都市)はこの時代に実権を握りつつも、「司法官」

制度を解体せず、この制度の枠組を維持していたのである。

他方、(地方) 財務行政機構はどうか。上述のように、マルタンは財務行政機構の存続は、司法行政機構に比べて困難であると考ええる。事実、マルタンによれば、半島部地方管区において、収入徴収は困難となり、管区カメラリウスの活動は衰える。そして、一二〇二年以降、管区カメラリウスが消滅し、以後このような沈滞が一二二〇年まで続く、としている。⁽⁹⁷⁾ 上述のようにカラヴァーレは、一二〇八年以後、(管区カメラリウス制度を含め) 半島部財務行政の機能が回復したとみており、カラヴァーレ、マルタン両者の見解はこの点では全く対立している。他方、シチリア島における(広域) 財務行政組織「ドウアーナ・デ・セクレテイス」の活動はどうか。⁽⁹⁸⁾ マルタンによれば、「ドウアーナ・デ・セクレテイス」の活動は半島部財務行政機構よりも、この政治変動に抵抗力を示したが、その活動は過大には評価できないという。すなわち「ドウアーナ・デ・セクレテイス」は、シチリア島からの収入を確保することも困難になり、その結果、王領地、諸特権の譲渡が断続的に行われたこと。さらにこうした王領地、諸特権の譲渡に教皇から警告が発せられたこと。⁽⁹⁹⁾ その結果、最後に財源は、教皇庁からの資金提供と、諸聖堂・修道院などからの借入れに頼る他はなくなったこと。これらの諸点をマルタンは指摘する。⁽¹⁰⁰⁾ 従って、「ドウアーナ・デ・セクレテイス」をめぐる、マルタンは財務行政活動の停滞をみてとるのである。この点でもカラヴァーレとマルタンの見解はすべく対立している。財務行政機構の活動をめぐる両者のこのような見解の相違は、両者の考察方法の相違に由来する。

すなわち、カラヴァーレが証書史料中の諸役職・諸部局への言及を(時として断片的な言及すらをも) 行政諸機構の活動継続の証拠とするのに対して、マルタンは、諸役職・諸部局と中央財務行政機構との持続的関係の維持を重視していること。さらには、マルタンが、諸史料から中央財政の危機的状況をよみとり、それを正當に評価していることである。両者の見解を比較するなら、マルタンの指摘するように、中央財政の危機は疑い得ないように思われる。これに対して、カラヴァーレの見解は、やや性急に行政諸機構の活動の連続を結論づけているという印象を免れ難い。

このように、マルタンはこの時代について財務行政の不振を指摘するのだが、彼によれば地方行政における財務役職のうち、活動を継続していたものもあったという。すなわち、地方行政における末端の役職、バイユールスである。⁽¹⁰¹⁾ 前述のようにバイユールスは都市(あるいは都市を含む下級管区)を管轄し、都市管区と国王行政との接合役をこれまで果たしていた。このバイユールスの活動存続をマルタンは確認する。しかも、(上述のように) 地方管区における財務行政機構が不振に陥ったことにより、バイユールス職は自らの収入を中央に納入する必要がなくなり、彼の収入は増加したこと。さらには(かつては上位の役職によってなされていた) 財政上の任務をこの時期にバイユールスが担うことによって、「バイユールス管区の構造が強化される」という事態。すなわち貢租徴収や訴訟関連業務執行に関して、バイユールスの権限が強化される、という事態が進展したことを、マルタンは推定している。⁽¹⁰²⁾ この指摘は、カラヴァーレによる「分権化」の

指摘と一致する。

さらに、この時代においてユーデックス、文書書記たちによる契約の法的確認業務が継続して行われていたこと。換言すれば、この時代の末端の地方行政機構、すなわちバイユールスおよびユーデックスの活動の連続性について、マルタンはカラヴァーレと同一の見解を取るのである。

最後に、一二〇八年以降フェデリーコ二世親政期の王国行政について、カラヴァーレ、マルタンの見解について検討してみたい。すでに触れたように、マルタンは一一九八年から一二二〇年までの期間を一括して扱っており、こうした時期区分において、すでにカラヴァーレと異なる見解を示している。前述のようにカラヴァーレは、この時代を、中央行政・半島部財務行政機構再生の時代と位置づけた。これに対し、マルタンは半島部財務行政の停滞が続いていたとみている。両者の見解を検討するならば、この点についても、カラヴァーレの論拠は弱いように思われる。一二二〇年の王国帰還以来、フェデリーコが王領地や国王諸権利の回復に尽力したことも、それ以前の王国財務行政機構の不振を示唆しているように思われる。

他方、この時代の中央行政の動向については、マルタンは言及していない。それゆえ、中央行政についてはカラヴァーレが挙げる諸史料から判断する他はない。それらから判断する限り、カラヴァーレの指摘するように、中央行政が少なくとも前代の停滞を脱したことは承認できると思われる。財務行政とは異なり、中央行政機構の復興においては、国王の意志を貫徹することは比較的容易だったであろう。ま

た、フェデリーコの不在期にも、尚書局長グアルティエーロ・デ・パレアルがその任にあったことが、この時代の中央行政諸機構の活動にとって有益であったと思われる。

以上、マルタンの主張を総括するならば、以下の諸点にまとめることができると思われる。まず第一にタンクレディ、ハインリヒ六世・コスタンツァ期には王国行政の活動は連続していた。しかし、政治混乱の影響は緩慢なる収入減少をもたらしていたことが推定できる。

第二点。コスタンツァ死後、伯たちは真の権力者となり、シチリア・カラブリアでは伯領を新設し、その他大陸部では有力な伯が伯領を集積した。

第三に、この時代において、国王の任命による行政組織は、大部分崩壊した。しかしながら、地方司法行政機構は、任命の問題を別とすれば、「機能と役職名」において存続した。すなわち、伯たちは、「カピターネウス」にしてマギステル・ユースティエ・アリウス」職占有に大きな意義を見出し、自らの配下には「司法官」職を与えた。つまり、この時期の政治混乱の中で、伯勢力は実質的には王権の統制を離れながらも、形式的には諸制度の枠組みを維持していたのである。

第四点。これに対して、王国の財務行政機構は（中央・広域の地方行政機構・地方管区行政機構を含めて）不振に陥り、その不振は一二二〇年まで回復されることはなかった。しかしながら、末端の地方財務行政機構、すなわち諸都市のバイユールス職は活動を継続させており、財務行政機構の不振はバイユールスたちにとって有利に働き、この時期にバイユールスの権限が強化された可能性があること、である。

註

- (1) 原ハ『Baethgen, Friedrich: *Die Regentschaft Papst Innozenz III. im Königreich Sizilien* (Heidelberger Abhandlungen zur mittleren und neueren Geschichte 44), Heidelberg, 1914; Nachdruck, Nendeln, Kraus Reprint, 1977, S. 111. (以下、Baethgen, *Regentschaft...*, S. ヲ省略)° Colliva, Paolo: *Ricerche sul principio di legalità nell'amministrazione del Regno di Sicilia al tempo di Federico II* (Seminaro giuridico della Università di Bologna 39), Milano, Giuffrè, 1964, p. 158.
- (2) De Vergottini, Giovanni: *Il diritto pubblico italiano nei secoli XII-XV*, Seconda Edizione, vol. 2, Bologna, Dott. Cesare Zuffi Editore, 1957, pp. 52-58.
- (3) *Ibid.*, pp. 52-53.
- (4) *Ibid.*, pp. 53-55.
- (5) 『シチリア王国勅法集成』については、邦語では以下の諸文献を参照。清水廣一郎訳「シチリア王国勅法集成」『久保正幡先生選暦記念 西洋法制史料選 II 中世』創文社、一九七八年、一三四頁から一四三頁。久保正幡「Liber Augustalis について」『法制史研究』三二(一九八二年)、一頁から一六頁。西川洋一『シチリア王国勅法集成』の法源論「海老原明夫編『法の近代とボストモダン』東京大学出版会、一九九三年、一三三頁から五六頁。同「シチリア王国勅法集成の訴訟法(一)」『法学協会雑誌』第一一五巻第二号(一九九八年二月)、一七五頁から二五四頁;同「シチリア王国勅法集成の訴訟法(二)」『法学協会雑誌』第一一五巻第八号(一九九八年八月)、一〇三九頁から一〇八三頁。同「シチリア王国勅法集成の訴訟法(三・完)」『法学協会雑誌』第一一五巻第二号(一九九八年二月)、一七三頁から一八四三頁。拙稿「十三世紀前半フエデリーコ二世統治下シチリア王国における『司法官』―『シチリア王国勅法集成』の検討を中心に―」『北海道大学文学部紀要』四五の三(通巻第九〇号)(一九九七年)、二七頁から九〇頁(以下、拙稿「シチリア王国における『司法官』と略記」)。
- (6) 149. "Ea, que ad speciale decus et merum imperium celsitudinis nostre spectare noscuntur, per presumptiones illicitas a nemine volumus usurpari. Hoc igitur nostre maiestatis edicto in perpetuum valituro firmiter inhibemus prelati ecclesiarum, comitibus, baronibus, militibus et locorum universitatibus, ne iustitiarum officium in terris suis gerere audeant vel gerendum alicui demandare, sed magistris iustitiarum et iustitiarum ab excellentia nostra status intendant. Contra presentem autem constitutionem nostri culmini satagentes, tam statuentes iustitiarum quam statutos, totius terre sue publicatione multamus." *Die Konstitutionen Friedrichs II. für das Königreich Sizilien*, hrsg. von Wolfgang Stürner (Monumenta Germaniae Historica, Constitutiones et Acta publica imperatorum et regum, T. 2 Supplementum), Hannover, Hahnische Buchhandlung, 1966, S. 208. (以下、*Die Konstitutionen Friedrichs II.*, S. ヲ省略)°
- (7) 拙稿「シチリア王国における『司法官』」五七頁において筆者が「デューエルゴッティエーニの見解を受け入れた。しかし後述のように、こうした定説的見解は、カラヴァーレ・マルタンの研究によって批判を受け、大幅な修正を必要としていると筆者は考える。本稿執筆の一つの理由はそこにある。」
- (8) さらに「デューエルゴッティエーニによれば、事態は「フエデリーコ二世期の王権による厳格な統制の復活」と連続する。」「」でも、王国社会には大きな変化「断絶」が想定されている。
- (9) 彼には「主要著作として」ノルマン時代の行政制度を扱った Caravale, Mario: *Il Regno normanno di Sicilia*, Milano/Varese, 1966; rist. inalterata, Milano, Giuffrè, 1991, pp. 221-224 (以下 Caravale, *Il Regno...*, p. と略記)がある。彼の研究の特徴は「まず諸史料を網羅的に探索し、その成果を基礎として諸制度の実態解明を行う」という手堅い方法にある。本稿で紹介する論文でも、こうした研究手法がとられている。
- (10) Caravale, Mario: Le istituzioni del regno di Sicilia tra l'età normanna e l'età sveva, in: *Il Lazio meridionale tra papato e impero al tempo di Enrico VI. Atti del convegno internazionale, Fieschi, Guarino, Montecassino, 7-10 giugno 1986* (Ministero per i beni culturali e ambientali, Pubblicazioni degli archivi di Stato, Saggi 16, 1991), Roma, Ufficio centrale per i beni archivistici, 1991, pp. 67-114. (以下、Caravale, *Le istituzioni...*, p. ヲ省略)°
- (11) この区分は「タンクレディ時代が含まれていない。カラヴァーレは、この

時代についてもノルマン時代からの行政諸機構の活動を主張している。Caravale, *Le istituzioni...*, pp. 68-69; ただし、カラヴァリアにおいて管区カメラリウスの存在が初めて史料から確認できることを、唯一の変化としてカラヴァーレは挙げている。Caravale, *Le istituzioni...*, p. 69. これも、前節註(20)の「地域的相違の統一化」傾向の一環ととらえられるであろう。

(12) Caravale, *Le istituzioni...*, p. 68.

(13) ただし、本稿ではこの時代の都市の動向については、バイユールスと関わる限りで部分的に触れるにとどめる。ちなみに、定説はこの時代に都市が自立化傾向を強めたとしているが、これに対しカラヴァーレ、さらに後述マルタンもともに批判的な立場をとっていること。すなわち、都市は少数の例外を除いて、この時期必ずしも「独立」を志向したのではないことを指摘する。つまり、この点について、定説と彼らの見解はすくなく対立しているのである。ただし、双方の論点はかなり多岐にわたっており、都市についての彼らの立論は独立した検討を必要とすると思われる。さらに王国の都市については、Martin, Jean-Marie: *Les communes en Italie méridionale aux XII^e et XIII^e siècles*, in: *Villes, bonnes villes, cités et capitales. Études d'histoire urbaine (XII^e - XVIII^e siècles) offertes à Bernard Chenetier*, textes réunis par Monique Bourin, Tours, Université de Tours, 1989, pp. 201-210.

(14) Caravale, *Le istituzioni...*, p. 69.

(15) 高山博『中世地中海世界とシチリア王国』(東京大学出版会、一九九三年、二六四頁から二六七頁、三一九頁(以下、高山『中世地中海世界』と略記))。Takayama, Hiroshi: *The Administration of the Norman Kingdom of Sicily*, Leiden/ New York/ Köln, E. J. Brill, 1993, pp. 109-111, p. 145. (以下、Takayama, *The Administration...*, p. と略記)。同『神秘の中世王国—ヨーロッパ・ビザンツ・イスラム文化の十字路—』(東京大学出版会、一九九五年、一八四頁(以下、高山『神秘の中世王国』と略記))。

(16) ただし、カラヴァリアにおける「マギステル・カメラリウス」職は復活されなかった。Caravale, *Le istituzioni...*, p. 69. ちなみに、カラヴァーレは、ノルマン時代の中央財務行政機構において、「ドゥアーナ・パローヌム」「ドゥアーナ

「デ・セクレテイス」の上に「Gran Secrezia 財務委員会」の存在を推定し、この時代の「ドゥアーナ・パローヌム」の廃止によって、「財務委員会」の存在理由がなくなり、これも廃止されたと考えている。しかしながら、高山氏の研究によって、ノルマン時代においてそもそもこの「財務委員会」の存在が否定された(高山『中世地中海世界』三二一頁から三二五頁、Takayama, *The Administration...*, pp. 139-142. 高山『神秘の中世王国』一八七頁)。それゆえ、この高山氏の研究成果をとりいれて、中央財務行政機構の変化についてのカラヴァーレ説は、この点で修正されなければならない。

(17) Caravale, *Le istituzioni...*, pp. 69-70, pp. 76-77. しかし、このカラヴァーレの見解へのマルタンの批判については後述参照。

(18) ただし、カラヴァーレは、ハインリヒ・コスタンツァ時代における財務行政の変化として、シチリア島における管区カメラリウス制度の導入を指摘している。Caravale, *Le istituzioni...*, p. 73. カラヴァーレは、シチリア島へのカメラリウス制度の導入は、後述する財政権限の「分権化」と関わりを持つと指摘する。さらにまた、この現象も、前節註(20)の「地域特殊性の統一化」傾向の一環としてとらえられるであろう。

(19) Caravale, *Le istituzioni...*, p. 74. 尚書局の活動の連続性についてカラヴァーレは、書記たち、彼らの長プロトノタリウスの存在の連続、印璽の管理の連続性を指摘する。さらには尚書局長グアルティエーロ・デ・パレアルを中心に、尚書局の活動が継続していた、とカラヴァーレはみる。なお、グアルティエーロについては、Muciaccia, Francesco: *Gualtiero "De Palear", cancelliere del Regno di Sicilia, Archivio storico pugliese 4 (1951) pp. 74-107* を参照。

(20) Caravale, *Le istituzioni...*, p. 75.

(21) Caravale, *Le istituzioni...*, p. 75.

(22) Caravale, *Le istituzioni...*, p. 76. アミラトゥスは、ノルマン時代末期と同様二つの意味を保っていた。①「regii stoli amiratus 国王の艦隊の提督」。②「有力な官僚がそのキャリアの終わりの時期に手にいれる名誉の称号」。前節註(27)を参照。ただし、カラヴァーレによれば、ハインリヒ六世時代、②の名誉職は事実上廃止されたという。

- (23) Caravale, Le istituzioni..., p. 76. 具体的役職については、前節註(28)を参照。
- (24) Caravale, Le istituzioni..., pp. 70-72.
- (25) Caravale, Le istituzioni..., p. 77.
- (26) Diepold von Schweinspeunt ʼ Konrad von Lützelinhard の両名による Jamison, Evelyn M.: *Admiral Eugenius of Sicily, His Life and Work*, London, Oxford U. P., 1957, p. 148.
- (27) Caravale, Le istituzioni..., p. 77.
- (28) Caravale, Le istituzioni..., pp. 77-79. ただし、この時期に、管区名を欠いた「司法官」が史料に現れることをカラヴァーレは指摘している。しかしカラヴァーレはこの現象が何を意味するのか、自らの見解を提示していない。これについては後述のマルタンの見解が参考になる。後述参照。
- (29) Caravale, Le istituzioni..., p. 74. シチリア島における管区カメラリウス職の出現については前註(17)参照。
- (30) Caravale, Le istituzioni..., pp. 81-84. 明らかにカラヴァーレはこの時期バイユールス管区が変化したことを指摘している。すなわち彼によれば、従来のバイユールス管区は都市領域と一致するとはまれであったが、この時期バイユールス管区が都市管区と一致する傾向がみえる、という。Caravale, Le istituzioni..., pp. 83-84. 「組織が現実の都市管区に合わせて調整された」という意味では、この現象も後述の「分権化」の動きと対応する。ただし、この点についてマルタンの見解は異なり、早期にバイユールス管区は都市領域と一致していた、とマルタンはみている。前節註(45)を参照。本節註(93)も参照。
- (31) Caravale, Le istituzioni..., pp. 84-85.
- (32) Caravale, Le istituzioni..., p. 85.
- (33) Mazzaresse-Fardella, Enrico: *Aspetti dell'organizzazione amministrativa nello Stato normanno e svevo*, Milano, Giuffrè, 1966, p. 55.
- (34) 文字通りには、集権化の低下、緩和であるが、カラヴァーレは下位の諸役職の権限強化という意味で用いる。それゆえ「遠心化」というネガティブな表現よりも、(下位の諸役職の)「分権化」という表現がより適切であろう。
- (35) Caravale, Le istituzioni..., pp. 72-73.
- (36) *Acta imperii inedita saeculi XIII et XIV, Bd. I. Urkunden und Briefe zur Geschichte des Kaiserreichs und des Königreichs Sizilien in den Jahren 1198 bis 1273*. Hrsg. von Eduard Winkelmann, Innsbruck, 1980; Nachdruck, Aalen, Scientia, 1964, N. 76, S. 72; *Constituae imperatricis et reginae Siciliae diplomata (1195-1198)* (Codex diplomaticus Regni Siciliae, Series II, tomus I, 2), editit Theo Kölzer, Köln / Wien, Böhlau, 1983, N. 62, pp. 222-225. (以下、*Constituae*..., p. ʼ 巻註) Ries, Robert: *Regesten der Kaiserin Constanze, Königin von Sizilien, Gemahlin Heinrichs VI., Quellen und Forschungen aus italienischen Archiven und Bibliotheken* 18 (1926), N. 115, S. 69f. (以下、Ries, Regesten..., S. ʼ 略記)。
- (37) Caravale, Le istituzioni..., pp. 81-82. はバイユーロスの様々な財政的権限を史料に則して指摘している。
- (38) Caravale, Le istituzioni..., pp. 80-81. 例えば、一一九六年「司法官」ルンジエロ・ブシエッロと「オローネ・ディ・トラヤーナが、メッシーナの聖救世主修道院と「ヴァッパナー・デー・セクレタリス」との間の、ある森林の権限をめぐる係争に關して「Inquisito 調査」を展開している。Constantiae..., N. 18, pp. 69-72; Ries, Regesten..., N. 30, S. 45; Caravale, Le istituzioni..., p. 78, p. 81. また、同年八月「司法官」レンガリオ・デー・ラ・トロニコと「トウスタイン・デ・ドゥーナが、カルボナーネの聖エリシア修道院と「バシリカタのバイユーロスならびに聖キリコ・ラ・バローの共同体との土地占有をめぐる紛争の「Inquisito 調査」を命令されている。Constantiae..., N. 33, pp. 120-121; Ries, Regesten..., N. 45a, S. 51; Caravale, Le istituzioni..., p. 81.
- (39) Caravale, Le istituzioni..., p. 86.
- (40) Caravale, Le istituzioni..., p. 86.
- (41) 領治變遷については、Baethgen, *Regentschaft* を参照。Kölzer, Theo: *Ein Königreich im Übergang? Sizilien während der Minderjährigkeit Friedrichs II., in: Festschrift für Eduard Hlawitschka zum 65. Geburtstag* (Münchener historische Studien, Abteilung mittelalterliche Geschichte 5), hrsg. von Karl Rudolf Schmith und Roland Pauler, München, Michael Lassleben Kallmünz Opf., 1993, S. 341-357.
- (42) シチリア島をドイツ人勢力が制圧、半島部を教皇勢力が支配、両者の対峙

状態が続いた。Baethgen, *Regentschaft...*, S. 18-95.

(43) Caravale, *Le istituzioni...*, pp. 88-89.

(44) Caravale, *Le istituzioni...*, pp. 89-90.

(45) しかし、僅少ながいくつかの史料が管区カメラリウスに言及していることから、彼らが困難な状況下で活動を継続していたと、カラヴァーレは主張する。Caravale, *Le istituzioni...*, p. 90. 行った見解からうかがえるように、わずかな証拠も、カラヴァーレにとっては行政諸機構の活動継続を示すものと積極的に解釈されるのである。彼の見解の当否については後述参照。

(46) Caravale, *Le istituzioni...*, pp. 91-92.

(47) Caravale, *Le istituzioni...*, p. 92.

(48) Caravale, *Le istituzioni...*, pp. 94-95.

(49) Caravale, *Le istituzioni...*, pp. 95-96. しかしこの時期、前代に引き続いて、管区名を欠いた「司法官」が史料に現れることを、カラヴァーレは指摘する。しかしながら、それでもカラヴァーレはこの現象が何を意味するのかについて述べていない。後述参照。

(50) Caravale, *Le istituzioni...*, pp. 90-91. この点では、後述マルタンは、より積極的にバイエールスの活動継続を主張している。後述参照。

(51) Caravale, *Le istituzioni...*, p. 97. ちなみに、ストラテゴス、カテパヌスなどその他の諸役職の活動継続については、Caravale, *Le istituzioni...*, pp. 97-98.

(52) Caravale, *Le istituzioni...*, pp. 98-99.

(53) Caravale, *Le istituzioni...*, pp. 96-97.

(54) "excepto de crimine lese maiestatis et homicidio, de quibus vos in presentia nostrorum iustitiarum ipsius contrate nostre statim respondere"; Niese, Hans, *Normannische und staufische Urkunden aus Apulien, Quellen und Forschungen aus italienischen Archiven und Bibliotheken* 10 (1907), N. 2, S. 98f.

(55) ちなみに、この点については、異なる見解をとる研究者もある。例えばニーゼは、大逆罪がすでにグリエルモ二世時代から、「司法官」の権限に属していたと主張している。彼の推論の論拠は『シチリア王国勅法集成』第一巻四四条である。すなわちこの条項において、「フェデリーコは「司法官」の管轄する

裁判権は、ノルマン時代と同様であると定め、そしてその具体的な犯罪として以下を列挙している。

"Latrocinia scilicet, magna furta, fracture domorum, insultus excogitati, incendia, incisiones arborum fructiferarum et vitium, vis mulieribus illata, duella, crimina maiestatis, arma moluta, defense impositae et contempte ab aliis vel pro aliis ab eisdem et generaliter omnia, de quibus convicti penam sui corporis vel mutilationem membrorum sustinere deberent." 「強盗、重大な窃盗、家屋侵入、計画的攻撃、放火、実のなる木・葡萄の木の切断、婦女暴行、決闘、大逆罪、鋭利な刃物(の利用による犯罪)、他人たちから課され、かつ侮られたるデーフェーンサ、かつ一般に以下の犯罪について、すなわちそれにより罪を負わされた者たちが死刑・四肢切断刑の罰を受けなければならない犯罪について」と (*Die Konstitutionen Friedrichs II*, S. 203; 拙稿「シチリア王国における『司法官』」六頁参照)。

しかし、カラヴァーレは、①ニーゼの推論はノルマン時代の史料から確認できないこと。②一二二〇年のフェデリーコ二世による「カープアのアシーセ」でも「大逆罪」は「司法官」管轄の犯罪であるとされてはいないこと。以上二点からみて、フェデリーコ二世幼少期に、さまざまな犯罪に「司法官」が対応する中で、慣習的に「司法官」による大逆罪への裁判権が確立し、一二三一年「シチリア王国勅法集成」第一巻四四条に採用されたものとみている。確かに「シチリア王国勅法集成」の記述のみからノルマン時代の諸制度を推定するという方法は(しばしば従来の研究においてみられた方法なのだが)問題を含むものと言わざるを得ない。それゆえ筆者は、両説のうちカラヴァーレ説が妥当であると判断する。

(56) フェデリーコの親政開始からドイツ行までの経過については、以下の文献を参照。Kantorowicz, Ernst: *Kaiser Friedrich der Zweite*, Berlin, Georg Bondi, 1927, S. 39-71; 7. veränd. Aufl., Stuttgart, Klett-Cotta, 1994, S. 36-63; Van Cleve, Thomas C.: *The Emperor Frederick II of Hohenstaufen. Immator Mundi*, London, Oxford U. P.,

1972, pp. 59-86; Stürner, Wolfgang: *Friedrich II.*, Teil 1: Die Königsherrschaft in Sizilien und Deutschland 1194-1220, Darmstadt, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1992, S. 114-155. 藤澤リナ『拙稿「ハチリー王国にわたる『阿倍朝』』頁六頁参照。

- (16) Caravale, Le istituzioni..., p. 101.
- (17) Caravale, Le istituzioni..., pp. 101-102.
- (18) Caravale, Le istituzioni..., pp. 105-106.
- (19) Caravale, Le istituzioni..., p. 107. やうく詳細は不明ながら、カラヴァーレは「regius Iusticiarius ducatus Amalfie et Surrenti et capiteus glearum Principatus」のよう役職が存在したことに触れている。Caravale, Le istituzioni..., p. 108.
- (20) Caravale, Le istituzioni..., p. 108.
- (21) Caravale, Le istituzioni..., p. 106. やうく「ストラテegos」カテパヌスの活動については Caravale, Le istituzioni..., pp. 108-109.
- (22) Caravale, Le istituzioni..., p. 109.
- (23) やうく財務行政については Caravale, Le istituzioni..., pp. 106-107.
- (24) Caravale, Le istituzioni..., p. 68.
- (25) Caravale, Le istituzioni..., p. 111.
- (26) とりわけ「の「分権化」という現象の積極的位置付けを、後述マルタンの研究も一部しか受け入れていない。後述するように、マルタンは「多くの点でカラヴァーレの研究を修正・補完している。しかし、この「分権化」の指摘という点では、カラヴァーレの指摘はなおオリジナルな価値を失っており、この現象は研究上さらなる検討に値する」と筆者は考える。
- (27) *Historia diplomatica Frederici secundi sine Constitutiones, privilegia, mandata, instrumenta quae supersunt istius imperatoris et filiorum ejus. Accedunt epistolae poporum et documenta varia*, edidit Jean-Louis-Alphonse Huillard-Breholles, 6 tomi en 11 pares., Paris, 1852-1861; rist. anast., Torino, Bottega d'Erasmo, 1963, Tom. 1, par. 1, pp. 128-129. (以下「Huillard-Breholles, I-1, p. 2」略記)。Caravale, Le istituzioni..., pp. 91-92.
- (28) "De abundantiori etiam benignitate nostra concedimus in perpetuum canonicis

ipsis et sine aliqua dohane nostre exactione barcam unam habere ad usum piscandi in portu nostro Panormitano, ad usus similiter et proficuum canonicorum ipsorum.", "Statuentes ut nullus de cetero pro parte nostra seu dohane nostre canonicos ipsos de eodem molendino seu barca et eorum provenitibus modo quolibet molestare presumat.", Huillard-Breholles, I-1, p. 129.

(29) 前註(54) 参照。

(30) 唯一の例外が「都市の自立の考察において、都市における『司法官』任命について分析しているあたりである。Caravale, Le istituzioni..., p. 110. ただし「カラヴァーレはこの事例も、都市の側からの任命権の「篡奪」とはならぬ。むしろ逆に、「政治困難によって正規の役職保持者の任命が行われなくなっている」ととらえられている。こうした見解の妥当性は本稿では検討することはできず、別稿を期したい。しかしともあれ、カラヴァーレが、王権によらない諸役職の「任命」の存在を十分に認識していることは、この記述から明らかになる。それゆえ、彼は意図的に「任命」の問題を「連続性」の検討から分離していることが明白となる。

(31) マルタンは「Martin, Jean-Marie: *La Pouille du VI^e au XII^e siècle* (Collection de l'École Française de Rome 179), Roma, École Française de Rome, 1993 の著者である。この著書は「プーリア地方に関する情報を網羅的に整理した地域史研究の名著(高山博「中世南イタリアに関する歴史学の成果二十年(一九七七-一九七九)』『地中海学会二〇周年記念 地中海学の二十年』地中海学会編、地中海学会、一九九七年、一八頁)と評されるものであり、初期・中期中世のプーリア地方の歴史を扱う際の基本文献として、長く生命力を保つ研究と思われる。また、その他にも単著「あるいは中世考古学者の Ghislaine Noyé と共著で、数多くの論文・著作を公刊している。彼の研究方法は「経済・社会・政治関連の史料を駆使し、かつまた中世考古学の成果をとり入れ、さらには自然環境にも着目するなど、多様な分野を総合する点に特徴がある。近年ではノルマン・シマブアーベン朝期のシチリア王国に関する研究が多い(例えば Martin, Jean-Marie: *Italiæ normandes XI^e-XII^e siècles*, Paris, Hachette, 1994)」。また、史料編纂にお

- つづき重要な貢献を行っている。Codice Diplomatico Pugliese, vol. 21: *Les Chartes de Troia. Edition et étude critique des plus anciens documents conservés à l'Archivio Capitolare*, I (1024-1266), éd. Jean-Marie Martin, Bari, Società di Storia Patria per la Puglia, 1976, vol. 30: *Le cartulaire de S. Matteo di Sculgola en Capitanate (Registro d'Istrumenti di S. Maria del Guadalo) (1177-1239)*, 2 vols., éd. Jean-Marie Martin, Bari, Società di Storia Patria per la Puglia, 1987, vol. 32: *Les actes de l'Abbaye de Canu concernant le Gargano (1086-1370)*, éd. Jean-Marie Martin, Bari, Società di Storia Patria per la Puglia, 1994 の編者である。現在、中世初期・中期の南イタリア研究において最も注目すべき研究者の一人といつてよい。主要業績については *La Pouille du VI^e au XII^e siècle* における文献目録 (pp. 848-850) を参照。
- (72) Martin, Jean-Marie: L'administration du Royaume entre Normands et Souabes, in: *Die Staufer im Süden. Sizilien und das Reich*, hsg. von Theo Kölzer, Sigmaringen, Jan Thorbecke, 1996, pp. 113-140. (以下、Martin, L'administration ..., p. 24 註記)。
- (74) Martin, L'administration ..., p. 120.
- (75) Martin, L'administration ..., pp. 120-123.
- (76) Martin, L'administration ..., p. 123.
- (77) Martin, L'administration ..., p. 123.
- (78) 山邊規子「カタログス・パロースムについて—イタリアにおけるノルマンの封建制解明のために—」『史林』第六六卷六号(一九八三年一月)、一二七頁。
- (79) Martin, L'administration ..., pp. 120-121.
- (80) Martin, L'administration ..., p. 121.
- (81) Martin, L'administration ..., pp. 121-123.
- (82) Martin, L'administration ..., pp. 137-138.
- (83) Martin, L'administration ..., pp. 124-126.
- (84) 高山『神祕の中世王国』一二七頁。
- (85) カラーブリアに於つた Tropea, Montalto Uffugo, San Marco Argentano, Crotona などシチリアに於つた Butera, Collesano, Siracusa, Agrigento, Ragusa に伯が現れている。ただしシラクサについてはジェノヴァによる
- その都市への支配要求が関連しており、ジェノヴァ人 Alamanno da Costa が「Dei et regia gratia ac communitatis Janne comes Syracuse 神と國王とジェノヴァのローネの恩寵によりシラクサ伯」と名乗っている。Huillard-Breholles, I, p. 172.
- (86) 反面、この現象は、シチリア・カラブリアとその他半島部との「地域的相違の統一化」傾向と合致するものといえよう。しかしながら、こうした視点から、この時代の社会をとらえた研究は管見のかぎり見あたらない。しかし、ノルマン時代と比して、フェデリーコ時代の王国行政を、「地域的相違を廃し均質化された地方行政を展開した」とする評価があるとき、その原因の一つを、この時代の王国社会に求めることは不可能ではないと思われる。
- 前節註(20) 参照。
- (87) Martin, L'administration ..., pp. 126-128.
- (88) Martin, L'administration ..., p. 128.
- (89) Martin, L'administration ..., pp. 128-129.
- (90) Martin, L'administration ..., p. 130.
- (91) Martin, L'administration ..., p. 130.
- (92) Martin, L'administration ..., pp. 130-131.
- (93) カラヴァーレが指摘するように、この時期、管区名を持たない「司法官」が諸史料に登場してくる。上述のようにカラヴァーレはこうした現象のもつ意味について、明確な見解を示していない。しかし、筆者の見るところ、管区名を持たない「司法官」の登場という現象と、「司法官」管区縮小とが密接な関連を持つていると思われる。すなわち、この時代に前代の「司法官」管区は維持されず、第一点で述べるように、伯・都市が各地域で「司法官」職を任命していたため、「管区名を持たない『司法官』が史料に現れたと考えたい。ちなみに、カラヴァーレによれば同様な管区縮小は、バイユールス管区にも見られるという。ただしマルタンの見解は異なっている。註(30)を参照。
- (94) Martin, L'administration ..., p. 131.
- (95) Martin, L'administration ..., p. 130, p. 132.
- (96) Martin, L'administration ..., pp. 132-133.

- (97) ただし、伯や聖堂のカメラリウスが存在したことをマルタンは指摘している。⁸² Martin, *L'administration* ..., p. 133.
- (98) Martin, *L'administration* ..., pp. 133-135.
- (99) Martin, *L'administration* ..., p. 134.
- (100) Martin, *L'administration* ..., p. 135.
- (101) Martin, *L'administration* ..., pp. 135-137. ⁸³ Martin, Jean-Marie: *L'organisation administrative et militaire du territoire*, in: *Potere, società e popolo nell'età sveva (1210-1266). Atti delle sette giornate normanno-sveve (Bari - Castel del Monte-Melfi 1983)*, Bari, Dedalo, 1985, pp. 80-81.
- (102) Martin, *L'administration* ..., p. 137.

むすびにかえて

以上、カラヴァーレとマルタンの説を紹介してきた。まずカラヴァーレの研究は、諸史料を広範に駆使し、この時代の行政諸機構の「連続性」を提示した。この点に彼の研究史上の貢献をみることでできる。また、この時代の諸役職において、下位の諸役職の権限強化、「分権化」の側面を積極的に評価し、さらなる制度発展への「分権化」の影響を提起したことは、重要な指摘であるといえる。反面、カラヴァーレはやや性急に行政諸機構の「連続性」の断定にかたむいた観は否めない。とりわけ彼が諸役職の任命の問題を考察の外に置いたことは、この時代の王国諸制度のありかたについて更なる疑問をなげかけることになった。

こうした疑問に答えたのが、マルタンの研究であった。マルタンは、伯層の動向を含め広い文脈の中でこの時代の王国行政を検討し、

伯層が王国行政諸機構の形式的な「連続性」維持に貢献したことを指摘した。この点で、マルタンによってカラヴァーレの分析が補完され、さらなる深化がもたらされたといえるであろう。

このように、カラヴァーレ、マルタン両者の研究によって、定説的見解は修正を受け、もはや従来通り、この時代を単純に「混乱」や「行政諸機構解体の時代」とみることは不可能になったと言える。また、冒頭で挙げたこの時代の王国社会像の第二点、すなわち伯（あるいは都市）の自立化という理解も、伯が王権から単独に独立したと考えるならばあやまりとなろう。伯は王国諸制度の枠組みを維持し、それに依拠しながら、自らの権限拡大を図ったのである。この点においても、定説的見解は、マルタンの研究を踏まえて修正される必要があるだろう。

しかも、カラヴァーレ・マルタンの研究は、この「危機の時代」の王国行政の連続性の有無という問題を超えて、さらなる視点を提示するものと思われる。すなわち、さきに定説的見解として、デヴィエルゴッティーニの見解を紹介し、彼の見解の特徴として、次の点を指摘した。すなわち彼によれば、十二世紀後半から十三世紀前半のシチリア王国において、ノルマン期の王権（ならびに王国地方行政機構）による聖俗貴族への厳格な統制から、一転して、「危機の時代」における王国地方行政機構の「解体」へと事態は推移した。つまりこの時期、王国社会にはきわめて劇的な変化が起こったことを、デヴィエルゴッティーニは強調するのである。こうした見解の背景には王権と聖俗貴族層についての一つのイメージがあることが指摘できる。すなわち、

王権は常に聖俗貴族を厳格な統制下に置こうとし、聖俗貴族はすきあらば王権の統制をはなれて自立化をはかる。つまり、王権と聖俗貴族とが絶えず競合・対立するイメージである。もちろん、こうしたイメージが完全にあやまりであるとはいえない。しかし、カラヴァーレ・マルタンの研究が明らかにしたように、両者の関係はより複雑な側面を含んでいる。換言すれば、王権と聖俗貴族との間には一種の協同・相互依存といえる側面もあったのではないか、と思われるのである⁽¹⁾。

もちろん、従来の研究者は、王権と聖俗貴族とのこうした協同・相互依存の側面に気付かなかったわけではない⁽²⁾。しかし、こうした側面は王権による統制とくらべて影の薄い存在として片付けられており、王権と貴族、両者の関係についてはまだまだ多くの考察の余地が存在するように思われる。この点で、マルタンが行政機構の検討に貴族層(とりわけ伯)の動向を組み込んだことは示唆に富む。こうした、王権(あるいは行政機構)と貴族との関係の更なる分析を課題として、むすびにかえたい⁽³⁾。

註

- (1)すでにジャミソンは、ノルマン期の「司法官」制度が在地貴族層の支持を受けつつ展開されていたことを指摘しつつある。Jamison, Evelyn M.: *The Norman administration of Apulia and Capua, more especially under Roger II and William I, 1127-1166, Papers of the British School at Rome* 6 (1913) p. 314; Reprint: *The Norman Administration of Apulia and Capua. More especially under Roger II and William I, 1127-1166*, Aalen, Scientia, 1987, p. 314; 拙稿「十三世紀前半フエデリーコ二世

統治下シチリア王国における『司法官』——『シチリア王国勅法集成』の検討を中心に——『北海道大学文学部紀要』四五の三(通巻第九〇号)(一九九七年)五三頁。

また、こうした指摘は、ノルマン時代のみならずシュヴァーベン時代にも有効である。例えば、Tramontana, Salvatore: *La monarchia normanna e sveva*, in: AA. VV., *Storia d'Italia*, diretta da Giuseppe Galasso, vol. 3: *Il Mezzogiorno dai Bizantini a Federico II*, Torino, UTET, 1983, pp. 665-671; rist. separata s. l., Tramontana, Salvatore: *La monarchia normanna e sveva*, Torino, UTET, 1986, pp. 231-237. さらに聖界貴族・教会と王権との関係についての先駆的研究として以下がある。Pybus, H. J.: *The emperor Frederick II and the Sicilian church, The Cambridge Historical Journal* 3 (1929/1931) pp. 134-163; フエデリーコ二世期の新たな研究動向についての概観は、前掲拙稿三八頁から四一頁。

(2)デ・ヴェルゴッティニもまた「この点には気付いていない」。De Vergottini, Giovanni: *Il diritto pubblico italiano nei secoli XII-XV*, vol. 2, Bologna, Dott. Cesare Zuffi Editore, 1957, p. 53.

(3)このような「王権と貴族」という視点で、興味深いのは地方「司法官」制度である。というのも、「司法官」は両者の接点に位置する存在であると考えられるからである。それゆえ、本稿でとりあげた連続性の問題をも含め、シュヴァーベン朝初期の「司法官」制度について、さらなる検討を行うことを今後の課題としたい。

(本稿は、平成九年度・十年度文部省科学研究費・奨励研究(A)による助成を受けた研究成果の一部である)。